

## 資料編

1. 大和市環境を守り育てる基本条例
2. 大和市環境基本計画（改定）について（諮問）
3. 大和市環境基本計画（改定）について（答申）
4. 環境基本計画改定の経過
5. 大和市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】関係
6. 大和市地球温暖化対策実行計画【事務・事業編】
7. 用語集

（注）本資料中の各種算定結果は、四捨五入の関係で合計が合わないことがあります。



## 1 大和市環境を守り育てる基本条例 (平成9年12月22日条例第21号)

私たちのまち大和は、境川とその流れの源を大和に発する引地川に囲まれ、水と緑の豊かな自然環境に恵まれるとともに、市域の中央を走る鉄道や道路による交通の便利な神奈川の中核都市として発展してきた。

しかし、人口の集中、産業の拡大などによる都市としての発展に伴い、自動車の排出ガスによる大気汚染、身近な自然である緑の減少、廃棄物の増大など都市生活型の環境問題が深刻化してきており、加えて、基地をめぐる様々な問題も存在している。

さらに、私たちの日常生活や事業活動を通じての便利さや豊かさの追求により、地球の温暖化、オゾン層の破壊など、環境問題は地球規模へと拡大し、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

このように、私たちは、自然生態系の微妙な均衡の中で、限りある良好な環境の恵みを受ける一方、私たちの日常生活や事業活動による影響は、この自然生態系の復元力を超えるまでに拡大してきた。

しかしながら、この健全で恵み豊かな環境の恵沢は、将来にわたって維持されなければならない。

私たちは、ここに改めて望ましい大和のまちや環境の姿、すなわち「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、連帯して努力していかなければならない。

このような認識の下、環境について深く理解するために学び、これまでの生活及び事業活動並びにそれらに連なる体系を見直し、並びに人、動物、植物などすべての生命の基盤である良好な環境の保全及び創造をしていくことに継続して取り組むため、ここに、この条例を制定する。

**(目的)**

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境

の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来のすべての市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

**(用語の意義)**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

**(基本理念)**

第3条 環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境の有限性を認識することによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる、循環を基調とし

## 1 大和市環境を守り育てる基本条例

た社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、市民、事業者及び市のそれぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての市民にとって、良好な環境を確保する上での重要な自らの問題でもあることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

### (市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、及び自然環境を適正に保全する措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

### (市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的

かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域を超えた広域的な取組を要する施策を策定し、及び実施するときは、国及び他の地方公共団体と協力し、その施策の推進に努めなければならない。

### (施策の方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭を未然に防止すること。

(2) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水辺、樹林、農地等を適正に保全し、生態系に配慮した身近な自然を創出すること。

(3) 潤いと安らぎのある安全で快適な都市環境を創造するため、水と緑を生かした都市施設の整備及び地域の特性を生かした都市景観の形成を促進し、並びに歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ること。

(4) 環境の美化を推進するとともに、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進すること。

(5) 国、他の地方公共団体その他の関係行政機関及び市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）と連携し、市域の自然的社会的条件に応じた地球環境保全を推進すること。

### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的

かつ長期的な目標及び施策の方向その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年大和町条例第 9 号）の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

**（環境への配慮指針の策定）**

第 9 条 市は、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動をするための指針を策定するものとする。

**（教育及び学習の振興等）**

第 10 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関して理解を深め、並びに環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めなければならない。

**（自発的な活動の促進）**

第 11 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**（情報の提供）**

第 12 条 市は、第 10 条に規定する環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

**（年次報告書）**

第 13 条 市長は、毎年、環境の現況及び環境基本計画に基づく施策の進行状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

**（監視、調査等の実施）**

第 14 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の実施に努めるものとする。

**（推進体制の整備）**

第 15 条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

附 則 一抄一

**（施行期日）**

1 この条例は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

（大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年大和町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年大和市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

2 大和市環境基本計画（改定）について （諮問）

2 大和市環境基本計画（改定）について （諮問）

平成29年11月30日

大和市環境審議会  
会長 池田 勝彦 様

大和市長 大 木 哲

「大和市環境基本計画」の改定について（諮問）

「大和市環境基本計画」の改定について、貴会の意見を求めます。

3 大和市環境基本計画（改定）について （答申）

平成30年 2月 7日

大和市長 大 木 哲 様

大和市環境審議会

会長 池 田 勝 彦

「大和市環境基本計画」の改定について（答申）

平成29年11月30日付けで大和市環境審議会に対して諮問された「大和市環境基本計画」の改定について慎重に審議した結果、その内容はおおむね適正なものと認めます。

なお、審議の過程において、次のとおり意見がありましたので、その趣旨をできる限り反映していただくことを申し添えます。

○施策の方向などの記載は、最近の制度改正等を踏まえるとともに、分散型のエネルギーなど、将来に向けて変化する社会情勢も考慮して、適切なものとなるよう検討してください。

○各主体の明確な役割分担のもとで、市民や事業者の取り組んだ成果が表れるよう進行管理を行ってください。

○図やグラフ及び文章については、市民にわかりやすい言葉づかいや表現となるよう努めてください。

## 4 環境基本計画改定の経過

## (1) 大和市環境審議会

## ①大和市環境審議会（平成 30 年 1 月現在）

選任区分	氏名
専門的知識者	◎池田 勝彦
公的機関職員	内山 和子
公募市民	小川 幸一
農業協同組合推薦者	瀧本 隆行
商工会議所推薦者	斎藤 久美子
教育委員会 学校教育主管課推薦者	四ノ宮 和仁
廃棄物減量団体推薦者	鈴木 澄子
公募市民	関水 亨
福祉団体推薦者	○高橋 政勝
公募市民	松本 正重
自然環境保全団体推薦者	三沢 勝雄
公募市民	山本 やす子

(敬称略、五十音順、◎：会長、○：職務代理者)

## ②大和市環境審議会での主な審議

- 情報提供（平成 29 年 8 月 28 日）
- 諮問（平成 29 年 11 月 30 日）
- 審議（平成 29 年 12 月 25 日）
- 答申案協議（平成 30 年 1 月 25 日）
- 答申（平成 30 年 2 月 7 日）

## (2) 計画策定までの経過

	年月日	会議等
平成 28 年	10 月 4 日	第 1 回関係課長会議
	11 月 11 日	第 1 回ワーキンググループ
平成 29 年	1 月 20 日	第 2 回ワーキンググループ
	2 月 21 日	第 3 回ワーキンググループ
	4 月 1 日 ～ 4 月 17 日	市民・事業者アンケート調査
	4 月 25 日	第 4 回ワーキンググループ
	5 月 26 日	第 5 回ワーキンググループ
	7 月 27 日	第 6 回ワーキンググループ

	8月23日	第7回ワーキンググループ
	8月25日	第2回関係課長会議
	8月28日	環境審議会
	9月28日	第8回ワーキンググループ
	10月4日	第3回関係課長会議
	11月7日	調整会議
	11月21日	経営会議
	11月30日	環境審議会
	12月15日～ 1月15日	パブリックコメント
	12月25日	環境審議会
平成 30年	1月25日	環境審議会
	1月29日	第4回関係課長会議

※ワーキンググループ：係長級による検討組織。

関係課長会議：課長級による検討組織。

### (3) 市民等の意見の集約

#### ■環境に関する市民・事業者アンケート調査

	市民	事業者
調査対象	大和市在住の16歳以上の市民 2,000人	大和市内の事業者1,000者
抽出方法	アンケート開始日を基準として 満16歳から70歳までの者を 無作為に抽出。	事業者は、業種を指定せず、無作 為に抽出する(廃止日が登録され ていない事業者)。
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査時期	平成29年4月1日～17日	平成29年4月1日～17日
回収結果	回収率 26.7%	回収率 36.9%

#### ■市民意見公募

大和市環境基本計画・大和市地球温暖化対策実行計画の改定に向けて、市民意見公募手続を実施。

#### 【意見公募の内容】

##### 1 公表した資料

資料1：大和市環境基本計画（案）（閲覧用）

資料2：大和市環境基本計画（案）概要版（配布用）

##### 2 意見の募集期間

平成29年12月15日（金）～平成30年1月15日（月）



3. 意見集計結果

表のとおり、意見者数 1 件、意見数 4 件が寄せられた。

意見番号	ご意見の趣旨	市の考え
1	第2章 環境の現況と課題 環境要素:エネルギー 【課題】 ○再生可能エネルギーの普及促進 ・上記に、「分散型電源(家庭用燃料電池・コージェネレーション)」を追記してはどうか。	・本計画において、エネルギーについては、地球温暖化対策として、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用を推進することで、エネルギーの地産地消を進めるとしてまいります。こうしたことにより、分散型のエネルギーも促進されるものと考えております。 ・本計画のなかでは、家庭用燃料電池、コージェネレーションについては省エネルギーの推進や温室効果ガスの削減の施策として取り組むこととしておりますが、ご意見を踏まえてよりわかりやすい記載となるよう検討してまいります。
2	第4章 施策の体系 環境要素:地球環境 【施策の方向と各主体の役割】 地球温暖化の防止・適応に向けた取組みの推進 ■再生可能エネルギーの活用 ○再生可能エネルギーの活用に努めます。 ・上記に、「分散型電源(家庭用燃料電池・コージェネレーション)」を追記してはどうか。	
3	第4章 施策の体系 環境要素:地球環境 【施策の方向と各主体の役割】 オゾン層の保護・酸性雨対策の継続的な推進 ■窒素酸化物の排出抑制対策 ○再生可能エネルギーの活用に努めます。 ・上記に、「分散型電源(家庭用燃料電池・コージェネレーション)」を追記してはどうか。	
4	第4章 施策の体系 環境要素:エネルギー 【施策の方向と各主体の役割】 再生可能エネルギーの普及促進 ■再生可能エネルギーの活用 ・市民、事業者、市の役割に、それぞれ「分散型電源(家庭用燃料電池・コージェネレーション)」を追記してはどうか。	

## 5 大和市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

## 1 地球温暖化に関する主な動向

表 1-1(1) 地球温暖化に関する主な動向(1)

年度	主な国際動向	主な国内動向	神奈川県地球温暖化対策	大和市の地球温暖化対策
1988 (S63)	・第1回気候変動に関する政府間パネル(IPCC)			
1992 (H4)	・国連環境開発会議(地球サミット)			
1997 (H9)	・気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)、「京都議定書」の採択			・大和市環境を守り育てる基本条例施行
1998 (H10)		・地球温暖化対策推進大綱制定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)制定 ・省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)改正		
1999 (H11)				・大和市役所庁内環境マネジメントシステム実施要綱制定 ・大和市環境基本計画策定 ・大和市環境配慮指針策定
2000 (H12)				
2001 (H13)		・改訂地球温暖化対策推進大綱制定		
2002 (H14)		・京都議定書批准(日本) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)改正 ・省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)改正		・大和市役所 ISO14001 認証取得 ・大和市役所地球温暖化対策実行計画策定
2003 (H15)		・エネルギー基本計画閣議決定	・地球温暖化対策地域推進計画策定	
2004 (H16)	・京都議定書発効			
2005 (H17)		・京都議定書目標達成計画閣議決定 ・省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)改正		・大和市役所地球温暖化対策実行計画(第2次計画)策定 ・大和市地域省エネルギービジョン策定
2006 (H18)		・エネルギー基本計画(第一次改定)閣議決定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)改正		
2007 (H19)	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書公表	・京都議定書目標達成計画改定		・大和市環境基本計画改定
2008 (H20)	・洞爺湖サミット開催	・省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)改正 ・地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)改正		・大和市役所地球温暖化対策実行計画(第3次計画)策定 ・大和市環境配慮指針改定 ・やまとEMSガイドライン運用開始
2009 (H21)	・気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)「コペンハーゲン合意」採択	・地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)公表	・神奈川県地球温暖化対策推進条例施行 ・神奈川県地球温暖化対策計画策定	・やまとEMSガイドライン改定 ・住宅用太陽光発電システム設置費補助開始

表 1-1 (2) 地球温暖化に関する主な動向(2)

年度	主な国際動向	主な国内動向	神奈川県地球温暖化対策	大和市地球温暖化対策
2010 (H22)	・気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16) 「カンクン合意」採択	・エネルギー基本計画(第二次改定)閣議決定		・大和市グリーンニューディール基金を創設
2011 (H23)	・気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17) 「ダーバン合意」採択	・第二約束期間への不参加を表明 ・世界低炭素成長ビジョン－日本の提言を表明		・大和市地球温暖化対策実行計画策定
2012 (H24)	・気候変動枠組条約第 18 回締約国会議(COP18) 「ドーハ合意」採択	・固定価格買取制度(FIT)導入 ・都市の低炭素化の促進に関する法律施行 ・革新的エネルギー・環境戦略閣議決定		・住宅用太陽熱利用システム設置費補助開始
2013 (H25)	・気候変動枠組条約第 19 回締約国会議(COP19) ワルシャワで開催	・温対法一部改正(NF3の追加、地球温暖化対策計画の策定を規定) ・中期目標撤回、新目標(3.8%削減)表明	・再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例制定	
2014 (H26)	・気候変動枠組条約第 20 回締約国会議(COP20) リマで開催	・エネルギー基本計画(第三次改定)閣議決定	・かながわスマートエネルギー計画策定	・住宅用太陽光発電システム設置費補助の対象機器(HEMS、リチウムイオン電池)を拡大
2015 (H27)	・気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21) 「パリ協定」採択	・新たな削減目標(H24年度にH25年度比26%削減)を掲げた約束草案表明 ・気候変動の影響への適応計画閣議決定		・太陽光発電屋根貸し事業に着手
2016 (H28)	・「パリ協定」発効 ・気候変動枠組条約第 22 回締約国会議(COP22) マラケシュで開催	・「パリ協定」に署名 ・地球温暖化対策計画を閣議決定 ・温対法改正 ・建築物省エネ法を一部先行施行	・神奈川県環境基本計画改定 ・神奈川県地球温暖化対策計画改定	

## 2 前計画の検証

### (1) 温室効果ガス排出量<sup>※</sup>の推移

大和市全体の温室効果ガス排出量は、2014（平成 26）年度で 935.0 千 t-CO<sub>2</sub> あり、基準年度（1990（平成 2）年度）比 25.8%の減少となっています。経年的な推移をみると、2011（平成 23）年度以降は、電気の排出係数（電気の供給 1kWh あたりどれだけの CO<sub>2</sub> を排出しているかを示す数値）が高くなっていますが、全体の排出量は概ね横ばいの状態が続いています。

2014（平成 26）年度の温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub> 以外を含む）を部門別にみると、産業部門が 307.3 千 t-CO<sub>2</sub>（32.9%）と最も多く、次いで民生家庭部門 224.5 千 t-CO<sub>2</sub>（24.0%）、民生業務部門 197.1 千 t-CO<sub>2</sub>（21.1%）、運輸部門 160.7 千 t-CO<sub>2</sub>（17.2%）の順となっています。

基準年である 1990（平成 2）年度と比較すると、産業部門が△52.8%、運輸部門が△26.8%と削減が進んでいるのに対し、民生家庭部門は+23.3%の増加となっています。また、全体に対する割合は低いものの廃棄物部門は+43.7%の増加となっています。

全体に対する各部門の割合をみると、民生業務部門とともに民生家庭部門の割合が高くなっており、家庭部門における対策が課題と考えられます。

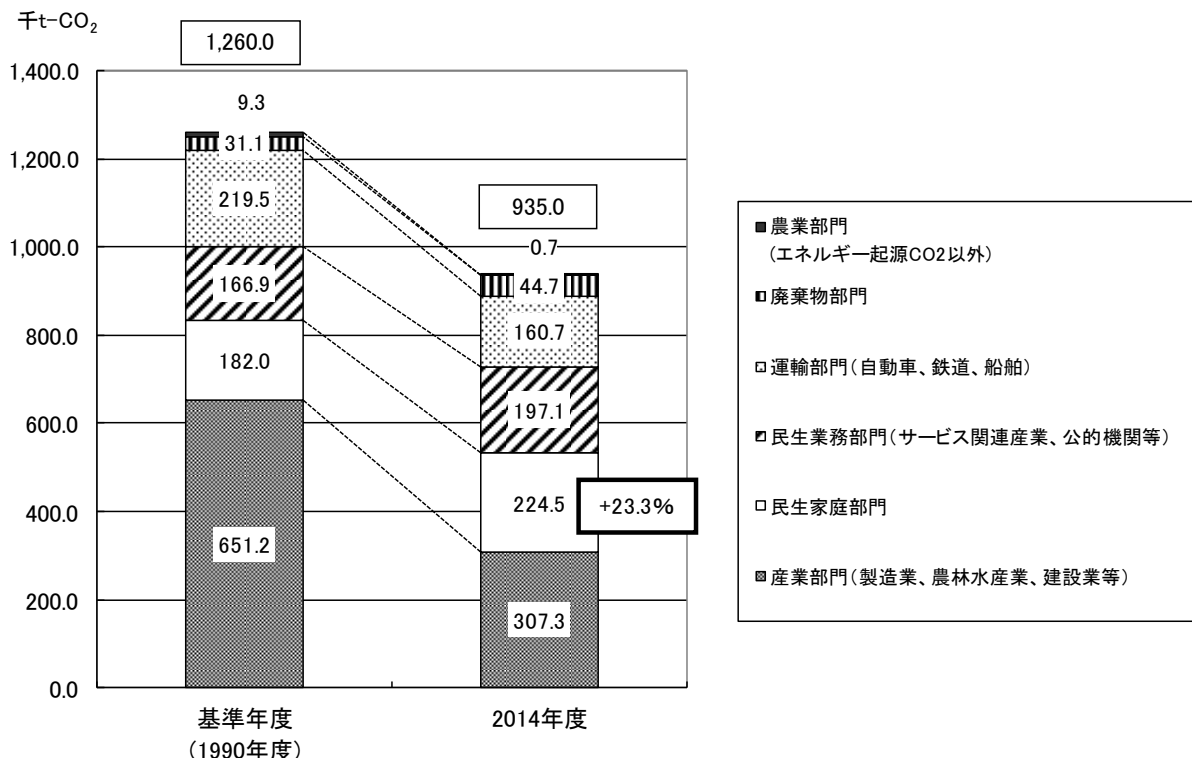


図 2-1 温室効果ガス排出量の部門別推移（1990, 2014 年度）

※温室効果ガス排出量の算定手法は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル（第 1 版）」（平成 21 年 6 月、環境省）に基づいています。

表 2-1 温室効果ガス排出量の部門別推移 (1990～2014 年度)

項目	対象ガス	現況年度													基準年度比 (%)		
		1990 (H2)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2007 / 前年度比 (%)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2014/1990 (H26/H2)	2014/2013 (H26/H25)		
エネルギー CO <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub>	製造業	618.0	387.4	366.1	398.1	357.6	366.6	466.9	322.4	309.4	306.5	287.7	△ 53.4	△ 6.1		
		非製造業	31.8	22.0	23.9	23.2	23.3	23.8	24.8	22.4	21.8	21.8	18.2	△ 42.6	△ 16.5		
		建設業、鉱業	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	2.7	1.2	1.1	1.1	△ 13.6	19.8		
		農林水産業	651.2	410.5	391.0	464.8	422.3	382.0	391.2	493.4	348.4	332.9	329.5	307.3	△ 52.8	△ 6.7	
		産業部門 合計	192.0	222.9	195.6	241.6	209.1	206.4	185.6	220.4	232.1	222.0	256.6	224.5	23.3	△ 12.5	
		家庭	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	3.3	△ 12.9	
		業務	166.9	174.2	163.8	185.1	156.5	149.2	143.0	158.5	186.1	173.4	209.6	197.1	18.0	△ 6.0	
		自動車	203.2	143.2	141.9	139.9	138.3	137.2	137.0	136.2	137.0	139.8	140.0	140.1	△ 31.1	0.1	
		鉄道	16.2	17.2	15.2	19.1	15.1	14.9	14.6	16.9	20.6	17.7	21.3	20.7	27.3	△ 3.1	
		運輸部門 合計	219.5	160.4	157.1	159.0	155.0	153.2	151.8	153.1	157.5	157.5	161.3	160.7	△ 26.8	△ 0.3	
		エネルギー 起源CO <sub>2</sub> 合計	1,219.6	968.0	907.6	1,050.5	942.8	890.7	871.7	1,025.4	924.1	885.9	956.9	889.6	△ 27.1	△ 7.0	
		廃棄物 部門	CO <sub>2</sub>	焼却	28.3	37.3	33.2	29.8	31.3	28.1	25.2	32.6	36.9	37.4	35.4	25.0	△ 5.5
				CH <sub>4</sub>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 9.3	3.6
N <sub>2</sub> O	1.2			1.4	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	△ 8.1	3.6		
CH <sub>4</sub>	0.3			0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	△ 48.9	0.1		
N <sub>2</sub> O	0.2			0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	△ 59.5	△ 3.3		
CH <sub>4</sub>	0.3			0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	74.0	△ 4.1		
N <sub>2</sub> O	0.8			11.6	8.7	8.3	8.3	7.9	7.9	7.7	6.8	7.5	7.2	7.5	894.8	3.9	
廃棄物部門 合計	31.1			51.4	44.2	40.2	41.3	38.0	34.9	41.3	46.2	46.5	44.7	43.7	△ 3.8	0.0	
水田	0.1			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	△ 64.7	0.0	
焼却	0.0			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 37.9	0.2	
エネルギー CO <sub>2</sub> 以外	CO <sub>2</sub>	肥料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 33.8	0.1		
		N <sub>2</sub> O	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	△ 30.0	0.0		
		CH <sub>4</sub>	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	△ 88.8	0.0		
		CH <sub>4</sub>	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2	0.2	△ 68.2	0.0		
		N <sub>2</sub> O	8.1	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	2.1	0.9	0.3	△ 96.2	0.0		
		農業部門 合計	9.3	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.4	1.5	0.7	0.7	△ 92.7	0.0	
		CO <sub>2</sub>	28.3	37.3	33.2	29.8	31.3	28.1	25.2	32.6	36.9	37.4	35.4	25.0	△ 5.5		
		CH <sub>4</sub>	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	1.2	0.9	0.9	0.9	△ 43.1	△ 2.1	
		N <sub>2</sub> O	10.4	15.1	12.0	11.5	11.5	11.1	10.9	10.8	10.1	9.7	8.8	9.1	△ 12.8	3.6	
		エネルギー 起源CO <sub>2</sub> 以外 合計	1,260.0	1,021.6	953.9	1,092.9	985.2	934.1	911.8	1,062.3	967.8	1,004.1	935.0	935.0	△ 25.8	△ 6.9	
基準年度 (1990年度) 比 (%)		0.0	△ 18.9	△ 24.3	△ 13.3	△ 21.8	△ 25.9	△ 27.6	△ 15.7	△ 23.2	△ 25.9	△ 20.3	△ 25.8	△ 25.8	△ 6.9		
電気の排出係数(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		0.380	0.368	0.339	0.425	0.336	0.332	0.324	0.374	0.463	0.406	0.521	0.496				

## (2) 部門別の主な増減理由

## ①産業部門（製造業）

2014(平成 26)年度における製造業の温室効果ガス排出量は、基準年度から△53.4%の大幅な減少となっています。この要因として、主に大規模自動車関連工場の撤退などによる製造品出荷額の減少の影響、省エネ法改正に伴う中小事業者への省エネの取組みの波及などが考えられます。

表 2-2 部門別の温室効果ガス排出量推計（産業部門・製造業）

年度	基準年度 1990 年度	現況年度 2014 年度
温室効果ガス排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	618.0	287.7
参考値① 製造品出荷額(万円)	64,024,768	29,621,383
参考値② 電気の排出係数(千 t CO <sub>2</sub> /百万 kWh)	0.380	0.496

出典:①工業統計調査  
②東京電力環境行動レポート

## ②産業部門（建設業・鉱業）

2014(平成 26)年度における建設業・鉱業の温室効果ガス排出量は、基準年度から△42.8%の減少となっています。この要因として、建設業の生産額の減少による影響とともに、建設機械のエネルギー効率の向上等の効果が考えられます。また、これに伴って従業者数もやや減少しています。

表 2-3 部門別の温室効果ガス排出量推計（産業部門・建設業、鉱業）

年度	基準年度 1990 年度	現況年度 2014 年度
温室効果ガス排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	31.8	18.2
参考値① 従業者数(人)	6,303	5,669
参考値② 電気の排出係数(千 t CO <sub>2</sub> /百万 kWh)	0.380	0.496

出典:①事業所・企業統計調査  
②東京電力環境行動レポート

## ③産業部門（農林水産業・エネルギー消費によるもの）

2014(平成 26)年度における農林水産業（エネルギー消費によるもの）の温室効果ガス排出量は、基準年度から△13.6%の減少となっています。この要因として、主に農業経営体の減少に伴う生産額及び生産に必要なエネルギー消費の減少による影響が考えられます。

表 2-4 部門別の温室効果ガス排出量推計（産業部門・農林水産業）

年度	基準年度 1990 年度	現況年度 2014 年度
温室効果ガス排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	1.5	1.3
参考値① 生産額(億円)	9.0	5.4

出典:①生産農業所得統計

## ④民生家庭部門

2014(平成 26)年度における民生家庭部門の温室効果ガス排出量は、基準年度から23.3%の増加となっています。主な要因は世帯数の増加によるものであり、世帯当たりのエネルギー消費量の削減努力を上回る世帯数の増加のため、家庭部門全体としては排出量が増加したものと考えられます。

表 2-5 部門別の温室効果ガス排出量推計（民生家庭部門）

年度	基準年度 1990 年度	現況年度 2014 年度
温室効果ガス排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	182.0	224.5
参考値① 世帯数(世帯)	71,938	101,828
参考値② 電気の排出係数(千 t CO <sub>2</sub> /百万 kWh)	0.380	0.496

出典:①神奈川県人口統計調査  
②東京電力環境行動レポート

## ⑤民生業務部門

2014(平成 26)年度における民生業務部門の温室効果ガス排出量は、基準年度から18.1%の増加となっています。この要因として、業務延床面積の増加(約17%増)とともに、既存建築物の省エネ性能の低下などの影響が考えられます。

表 2-6 部門別の温室効果ガス排出量推計（民生業務部門）

年度	基準年度 1990 年度	現況年度 2014 年度
温室効果ガス排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	166.9	197.1
参考値① 延べ床面積(m <sup>2</sup> )	1,544,673	1,820,859
参考値② 電気の排出係数(千 t CO <sub>2</sub> /百万 kWh)	0.380	0.496

出典:①大和市統計概要、固定資産価格等の概要調書、他  
②東京電力環境行動レポート

## ⑥運輸部門（自動車）

2014(平成 26)年度における運輸部門（自動車）の温室効果ガス排出量は、基準年度から△31.1%の減少となっています。この要因として、貨物輸送に係る自動車走行量の減少による影響が考えられます。

表 2-7 部門別の温室効果ガス排出量推計（運輸部門・自動車）

年度	基準年度 1990 年度	現況年度 2014 年度
温室効果ガス排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	203.2	140.1
参考値① 自動車走行量(全体、百万 km)	515	467
参考値② 自動車走行量(貨物系、百万 km)	241	109

出典:①、②全国市区町村 CO<sub>2</sub>表示システム

## ⑦運輸部門（鉄道）

2014(平成26)年度における運輸部門（鉄道）の温室効果ガス排出量は、基準年度から27.8%の増加となっています。この要因として、鉄道による電気使用量がわずかに減少している一方で、電気の排出係数の大幅な上昇が影響していると考えられます。

表 2-8 部門別の温室効果ガス排出量推計（運輸部門・鉄道）

年度	基準年度 1990年度	現況年度 2014年度
温室効果ガス排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	16.2	20.7
参考値① 電気使用量(百万kWh)	42.7	41.7
参考値② 電気の排出係数(千t CO <sub>2</sub> /百万kWh)	0.380	0.496

出典:①鉄道事業年報  
②東京電力環境行動レポート

## ⑧廃棄物部門

2014(平成26)年度における廃棄物部門の温室効果ガス排出量は、基準年度から43.7%の大幅な増加となっています。この要因として、プラスチック類・合成繊維の焼却量の増加、下水道網の充実に伴う下水処理量及び汚泥焼却量の増加による影響が考えられます。

表 2-9 部門別の温室効果ガス排出量推計（廃棄物部門）

年度	基準年度 1990年度	現況年度 2014年度
温室効果ガス排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	31.1	44.7
参考値① 一般廃棄物焼却処理量(t)	69,770	63,922
参考値② プラスチック類、 合成繊維の焼却量(t)	10,802	13,039
参考値③ 下水処理量(千m <sup>3</sup> )	15,152	26,144
参考値④ 汚泥焼却量(t)	0	20,381

注:本市における汚泥焼却は平成5年度開始

出典:①②④大和市資料  
③下水道統計

## ⑨農業部門（エネルギー消費によるもの以外）

2014(平成26)年度における農林水産業（エネルギー消費によるもの以外）の温室効果ガス排出量は、基準年度から△92.5%の大幅な減少となっています。この要因として、農作物の作付面積・収穫量、家畜飼養頭羽数などの減少による影響が考えられます。

表 2-10 部門別の温室効果ガス排出量推計（農業部門）

年度	基準年度 1990年度	現況年度 2014年度
温室効果ガス排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	9.3	0.7
参考値① 家畜飼養(乳用牛、肉用牛)(頭)	150	16
参考値② 家畜飼養(豚)(頭)	980	0
参考値③ 家畜飼養(採卵鶏)(羽)	600	0

出典:①②③神奈川県農林水産統計年報



### 3 温室効果ガス排出量の推計

#### (1) 対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に示された下記の7種類とします。

ただし、代替フロン等4ガスについては、一般統計及び公表資料からの排出量の把握が困難であるため、区域施策編においては排出量算定の対象から除外することとします。

表 3-1 本計画で対象とする温室効果ガス

ガス種類		人為的な発生源	地球温暖化係数(注)	排出量の算定対象
エネルギー起源 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )		産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	1	○
非エネルギー起源 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )		燃料としての利用ではなく、原材料として使用する工業プロセスや廃棄物の焼却から生じる二酸化炭素。	1	○
メタン(CH <sub>4</sub> )		稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るのが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2~3割を占める。	25	○
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)		燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3~4割を占める。	298	○
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用。	1,430	—
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	7,390	—
	六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	22,800	—
	三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体等製造用などとして使用。	17,200	—

注：地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。数字が大きいほど地球温暖化への影響が大きい。

HFCsの地球温暖化係数は1・1・1・2-テトラフルオロエタン HFC-134aの場合。

PFCsの地球温暖化係数は、パーフルオロメタン PFC-14の場合。

(2) 算定対象外とした温室効果ガス

本計画では、下表に示す温室効果ガスの排出量について、下記の理由により算定対象外とします。

表 3-2 算定対象外とした温室効果ガスの種別と排出部門・分野及びその理由

起源	部門・分野		ガス種別	算定対象外とした理由	
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	運輸 部門	船舶	CO <sub>2</sub>	・市内に対象となる発生源がないため	
		航空		・施行時特例市において特に把握が望まれる項目ではないため	
	エネルギー転換部門			・市内に対象施設(電気、ガス、熱供給等の事業)がないため	
エネルギー 起源CO <sub>2</sub> 以外	燃料の 燃焼分野	燃料の燃焼	CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	・算定に必要なデータが不十分なため	
		自動車走行		・算定に必要なデータが不十分なため	
	工業プロセス分野		CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	・市内に化学コンビナート等の大規模な排出源がないため	
	廃棄物 分野	焼却 処分	産業 廃棄物	CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	・施行時特例市において特に把握が望まれる項目ではないため
			一般 廃棄物		・市内に対象施設がないため
		埋立 処分	産業 廃棄物	CH <sub>4</sub>	・施行時特例市において特に把握が望まれる項目ではないため
			工場 廃水		・施行時特例市において特に把握が望まれる項目ではないため
	排水 処理	工場 廃水	CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	・施行時特例市において特に把握が望まれる項目ではないため	
原燃料使用等		CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	・算定に必要なデータが不十分なため		
代替フロン等4ガス分野		HFCs、PFCs、 SF <sub>6</sub> 、NF <sub>3</sub>	・算定に必要なデータが不十分なため		

(3) 現況推計の方法

算定対象とした温室効果ガスと、その現況排出量の推計方法は下表のとおりです。

表 3-3 現況の温室効果ガス排出量の推計方法

項目			推計方法			
起源	部門	対象ガス	カテゴリ	手法	推計方法の概要	資料出典・名称
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業	B	全国業種別按分法	(電力・熱以外) Σ〔(全国の業種別製造品出荷額等当たり炭素排出量) ×〔大和市の業種別製造品出荷額〕×44/12〕 (電力・熱) Σ〔(全国の業種別製造品出荷額等当たりエネルギー消費量) ×〔大和市の業種別製造品出荷額〕×〔排出係数〕〕	・炭素排出量、エネルギー消費量: 「総合エネルギー統計」 ・製造品出荷額:「工業統計調査」
		建設業・鉱業	A	都道府県別按分法	(電力・熱以外) 【神奈川県建設業・鉱業従業者数当たり炭素排出量】 ×〔大和市の建設業・鉱業従業者数〕×44/12 (電力・熱) 【神奈川県建設業・鉱業従業者数当たりエネルギー消費量】 ×〔大和市の建設業・鉱業従業者数〕×〔排出係数〕	・炭素排出量、エネルギー消費量: 「都道府県別エネルギー消費統計」 ・従業者数:「経済センサス(基礎調査)」
		農林水産業			(電力・熱以外) 【神奈川県農林水産業従業者数当たり炭素排出量】 ×〔大和市の農林水産業従業者数〕×44/12 (電力・熱) 【神奈川県農林水産業従業者数当たりエネルギー消費量】 ×〔大和市の農林水産業従業者数〕×〔排出係数〕	・炭素排出量、エネルギー消費量: 「都道府県別エネルギー消費統計」 ・従業者数:「経済センサス(基礎調査)」
	業務その他部門	CO <sub>2</sub>	E	用途別エネルギー種別原単位活用法	【延床面積】×【延床面積あたりのエネルギー消費量】 ×【排出係数】	・延床面積: 「大和市統計概要」、 「固定資産価格等の概要調査」など ・延床面積あたりのエネルギー消費量: 「民生部門エネルギー消費実態調査」 (日本エネルギー経済研究所)
	家庭部門	D	都道府県別エネルギー種別按分法(実績値活用)	【市の家庭用電力販売量】×【排出係数】 ↓ 【東京電力における従量電灯A+B販売量】 ×〔(市の世帯数)÷(東京電力供給区域の世帯数)〕 ※都市ガス、LPG、灯油についても同様の計算を行う。	・補正值(調定数):「ガス事業年報」 ・1世帯当りの購入量:「家計調査」 ・世帯数:「神奈川県人口統計調査」 ・単身世帯数:「国勢調査」 ・都市ガスの消費量は、大和市分の実績値を使用	
	運輸部門	自動車	E	道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法	【市の走行距離】×【排出係数】 ↓ 【人口】×【人口あたりのトリップ数】 ↓ ×【トリップあたりの走行距離】 ↓ 【人口あたり保有台数】×【車両の運行率】 ×【実働台数あたりトリップ数】	・人口、保有台数:「大和市統計概要」 ・算定には、「全国市区町村CO <sub>2</sub> 表示システム」を利用。
		鉄道	B	全国事業者別按分法	【市のエネルギー消費量】×【排出係数】 ↓ 【県のエネルギー消費量】×【控分率】 ↓ 【市の路線延長】÷【全路線延長】	・エネルギー消費量:「鉄道事業年報」 ・全路線延長:「鉄道統計」 ・市路線延長:「時刻表」

項目			推計方法(推計式)		活動量・その他変数の出典	
起源	分野	対象ガス				
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外	農業分野	水田	CH <sub>4</sub>	【水田種類別作付面積】×【排出係数】	・水田作付面積: 「神奈川県農林水産統計年報」	
		耕作	肥料の使用	N <sub>2</sub> O	【作物別作付面積】×【排出係数】	・作物別作付面積: 「神奈川県農林水産統計年報」
			残さのすき込み	N <sub>2</sub> O	【すき込まれた作物残さ量】×【排出係数】 ↓ 【作物別生産量】×【乾物率】×【残さ率】×(1-【野焼き率】)	・作物別生産量: 「神奈川県農林水産統計年報」
			家畜飼養	CH <sub>4</sub>	【家畜飼養頭数 <sup>※</sup> 】×【排出係数】 ※温対法施行令第7条に基づく7種のうち、統計データが得られた乳用牛・肉用牛・豚	・家畜飼養頭数: 「神奈川県農林水産統計年報」
		畜産	家畜排せつ物管理	CH <sub>4</sub>	【家畜排せつ物中の有機物量 <sup>※</sup> 】×【排出係数】 ※温対法施行令第7条に基づく8種のうち、統計データが得られた乳用牛・肉用牛・豚・鶏	・家畜飼養頭数: 「神奈川県農林水産統計年報」
				N <sub>2</sub> O	【家畜飼養頭数 <sup>※</sup> 】×【排出係数】 ※牛・豚・鶏の3種	・家畜飼養頭数: 「神奈川県農林水産統計年報」
	農業廃棄物の焼却	CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	【農業廃棄物の屋外焼却量】×【排出係数】 ↓ 【作物別生産量 <sup>※</sup> 】×【残さ率】×【野焼き率】 ※温対法施行令第7条に基づく17種のうち、統計データが得られた10種	・作物別生産量: 「神奈川県農林水産統計年報」		
	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物	CO <sub>2</sub>	【プラスチックごみ及び合成繊維くず焼却量】×【排出係数】	・大和市データ ・プラスチックごみ及び合成繊維くず焼却量は、一般廃棄物焼却処理量及びごみ組成調査結果から推定
				CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	【一般廃棄物焼却処理量】×【排出係数】	・大和市データ
		排水処理	終末処理 生活排水処理	CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	【処理水量】×【排出係数】 ↓ 【浄化槽人口】×【排出係数】	・処理水量:「下水道統計」 ・浄化槽人口: 「大和市生活排水処理基本計画」、 「大和市清掃事業の概要」

(4) 各部門の推計フロー

各部門における温室効果ガス排出量の推計フローを以下に示します。なお、各分野における温室効果ガス排出量は、単純に活動量に排出係数を乗じて推計します。

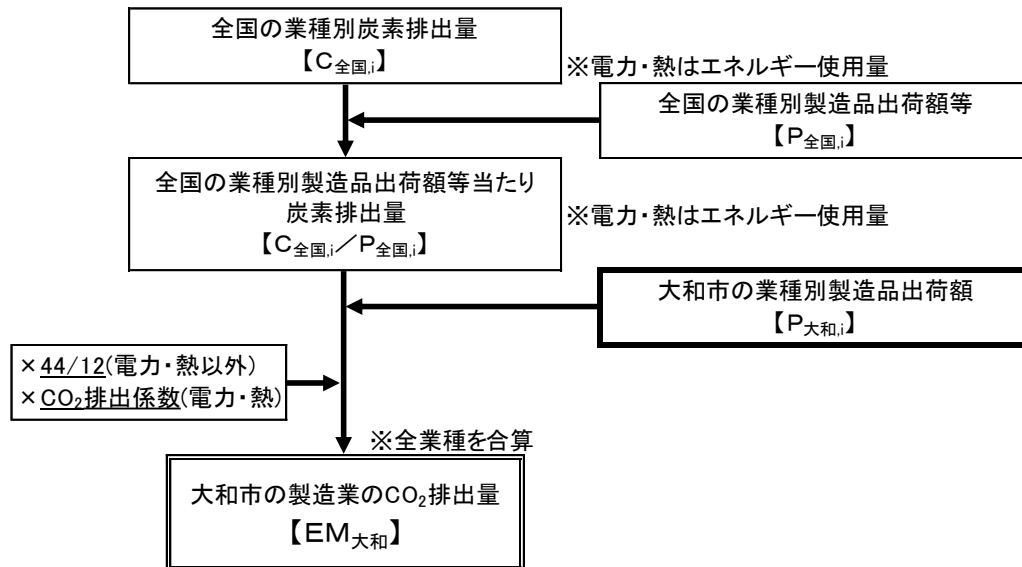


図 3-1 産業部門（製造業）の CO<sub>2</sub> 排出量推計フロー  
（カテゴリ B：全国業種別按分法）

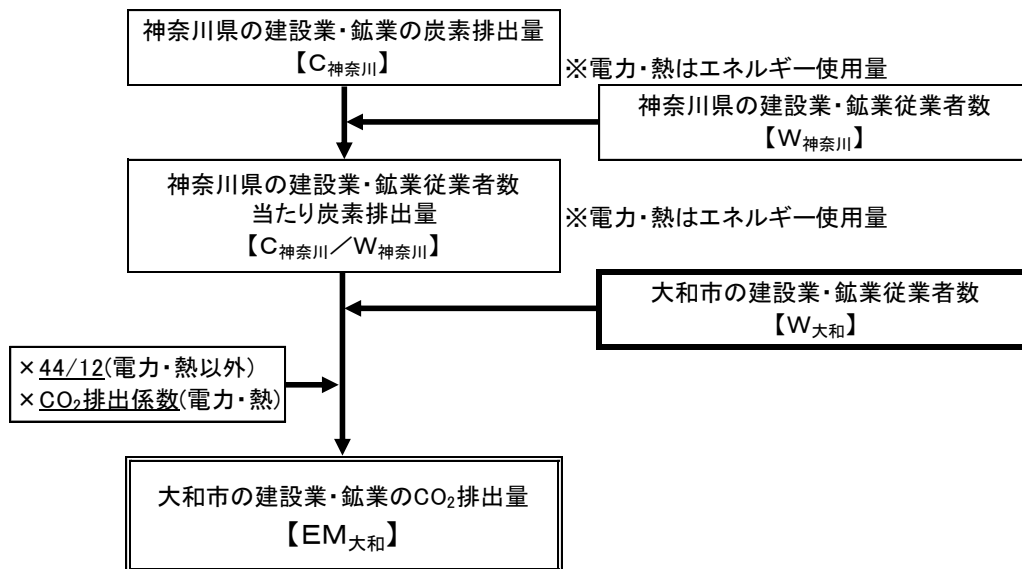


図 3-2 産業部門（建設業・鉱業）の CO<sub>2</sub> 排出量推計フロー  
（カテゴリ A：都道府県別按分法）

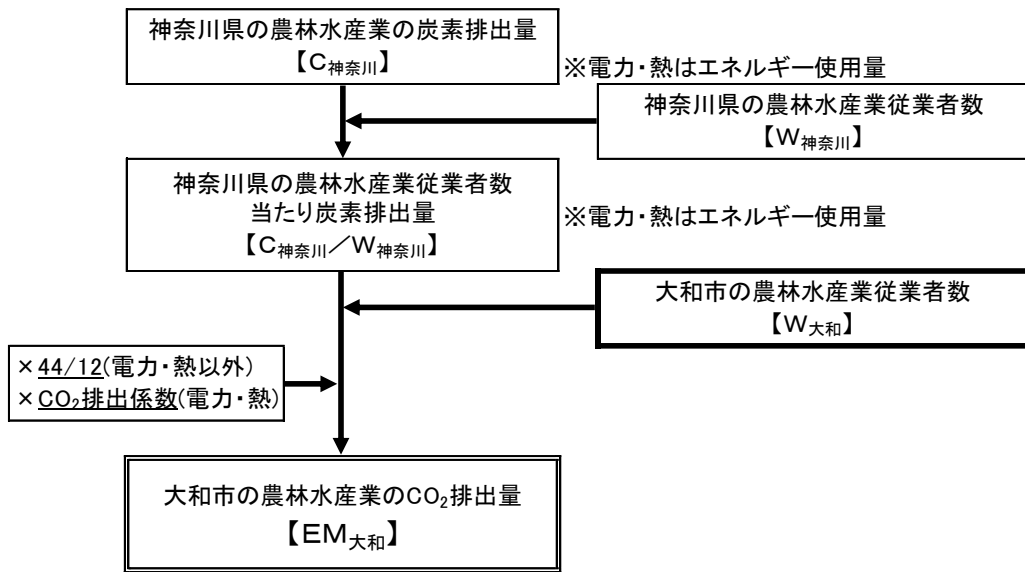


図 3-3 産業部門（農林水産業）の CO<sub>2</sub> 排出量推計フロー  
（カテゴリ A：都道府県別按分法）

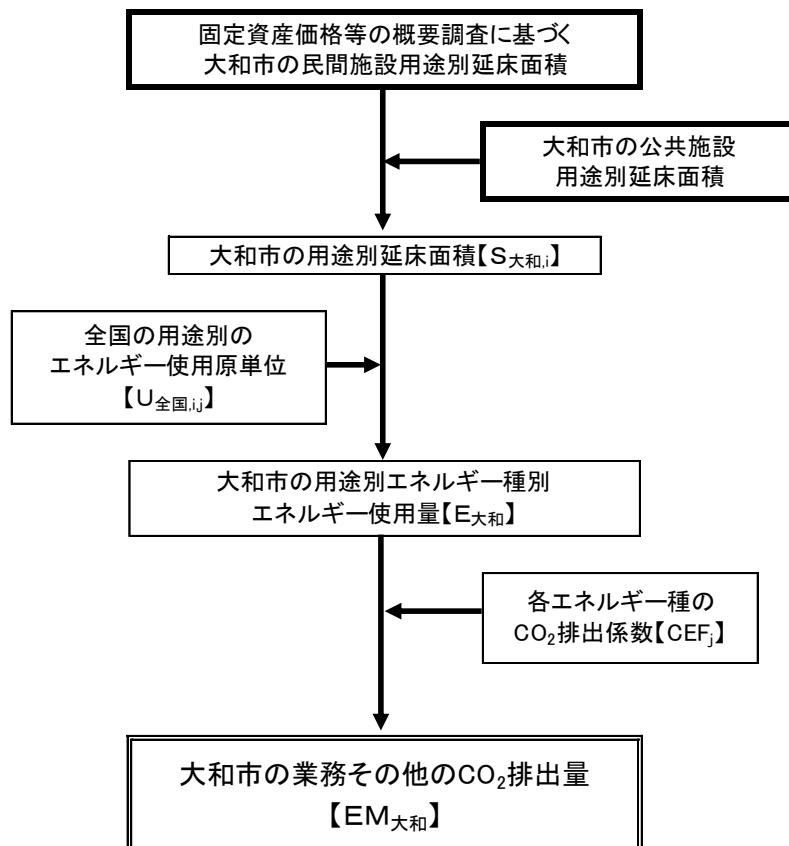


図 3-4 業務その他部門の CO<sub>2</sub> 排出量推計フロー  
（カテゴリ E：用途別エネルギー種別原単位活用法）

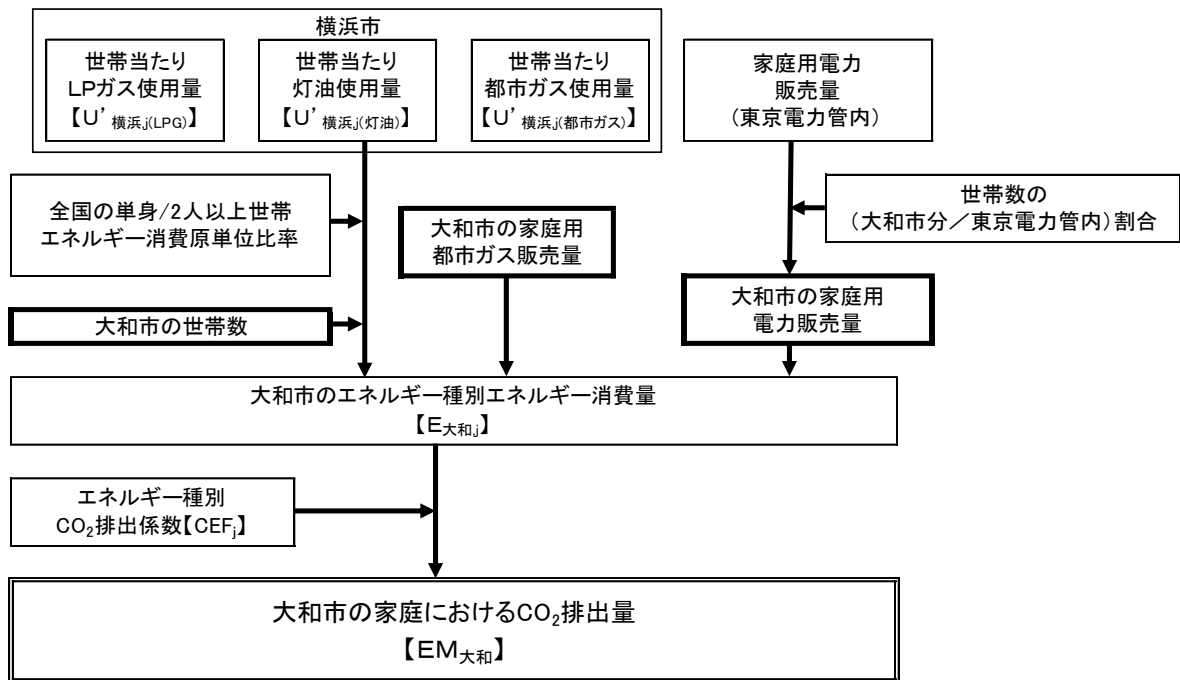


図 3-5 家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出量推計フロー  
(カテゴリ D：都道府県別エネルギー種別按分法(実績値活用))

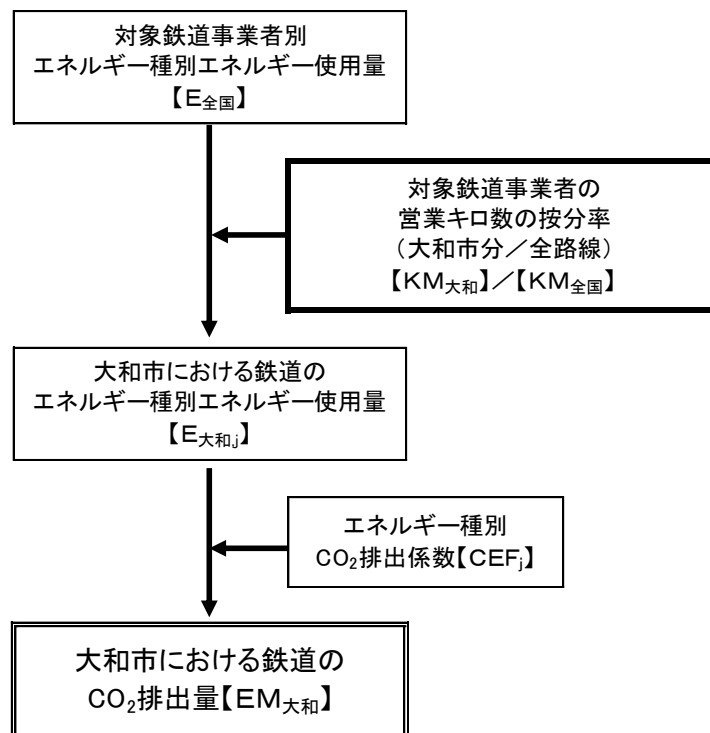


図 3-6 運輸部門（鉄道）の CO<sub>2</sub> 排出量推計フロー  
(カテゴリ B：全国事業者別按分法)

(5) 将来推計（現状趨勢ケース）の方法

将来、新たな追加対策を講じない場合（現状趨勢ケース）の温室効果ガス排出量は、下表に示す考え方に基づいて活動量を設定し、推計を行います。

表 3-4 将来（現状趨勢ケース）の温室効果ガス排出量推計の考え方

項 目			対象 ガス	2013(基準年)～2030年度の活動量の伸び		
起源	部門・分野					
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業	CO <sub>2</sub>	■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・製造品出荷額を活動量とし、労働人口の増減を加味して対数式回帰によって推計した。 (業種別に細分せず、製造業全体で計算した。)		
		建設業 ・鉱業		■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・従業者数を活動量とし、労働人口あたりの従業者数が横ばいに推移するものとした。		
		農林 水産業		■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・従業者数を活動量とし、労働人口あたりの従業者数が横ばいに推移するものとした。		
	業務その他部門			■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・業務床面積を活動量とし、人口の増減を加味して対数式回帰によって推計した。 (業種別に細分せず、部門全体で計算した。)		
	家庭部門			■ 推計データを使用する方法を用いた。 ・世帯数を活動量とし、社人研推計値(県)をもとに伸び率を設定した。		
	運輸部門	自動車		■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・第8次大和市総合計画の人口推計値を用いて、人口あたり自動車保有台数(活動量)を推計した。 (車種別に細分せず、自動車全体で計算した。)		
鉄道		■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・エネルギー消費量を活動量とし、直線式回帰によって推計した。				
エネルギー 起源CO <sub>2</sub> 以外	農業分野	耕作	水田	CH <sub>4</sub>		
			肥料の 使用	N <sub>2</sub> O		
			残さの すき込み	N <sub>2</sub> O		
		畜産	家畜 飼養	CH <sub>4</sub>	■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・産業部門(農林水産業)と同様の傾向で推移するものとした。 (項目別に細分せず、分野全体で計算した。)	
			家畜 排せつ 物管理	CH <sub>4</sub>		
				N <sub>2</sub> O		
	農業廃棄物 の焼却		CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O			
	廃棄物 分野	焼却 処分	一般 廃棄物	CO <sub>2</sub>		■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・プラスチック類の焼却量を活動量とし、人口あたりの処理量が横ばいに推移するものとした。 (ガス別に細分せず、焼却処分全体で計算した。)
				CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O		
		排水 処理	終末 処理	CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O	■ 現況のトレンドによる方法を用いた。 ・下水処理量を活動量とし、下水道水洗化人口あたりの処理量を対数式回帰によって推計した。 (公共下水道水洗化率は横ばいに推移するものとした。)	
生活 排水 処理	■ 推計データを使用する方法を用いた。 ・浄化槽人口を活動量とし、市全体の人口(推計値)に対する現況の割合を維持するものとした。					

## (6) 人口・世帯数の将来フレーム

将来推計にあたって、既存の推計結果等をもとに、本市の人口・世帯数を下表のように設定します。

表 3-5 本市の人口・世帯数の推計結果

項目	単位	基準年度	現況年度	将来推計		
		2013 (H25)	2014 (H26)	2020 (H32)	2027 (H39)	2030 (H42)
① 人口実績値(各年10月1日)	人	231,715	232,621	—	—	—
② 第8次大和市総合計画における将来推計	人	—	—	235,228	234,192	232,801
③ ②における労働人口比率	%	66.0%	65.4%	64.3%	64.6%	63.9%
④ ②における労働人口(②×③)	人	153,256	152,298	151,313	151,256	148,706
⑤ 世帯数実績値(各年10月1日)	世帯	100,610	101,828	—	—	—
⑥ 2020年度以降の世帯数推計値 (⑤の2016年度値×⑨の2015/2016比)	世帯	—	—	104,321	104,246	103,730
⑦ (参考)人口実績値及び推計値(神奈川県)	人	—	—	8,992,970	—	8,736,777
⑧ (参考)世帯数実績値及び推計値(神奈川県)	世帯	—	—	3,853,427	—	3,831,599
⑨ 同上2015年度比	—	—	—	1.0125	1.0118	1.0068
⑩ 【採用値】人口	人	231,715	232,621	235,228	234,192	232,801
⑪ 【採用値】世帯数	世帯	100,610	101,828	104,321	104,246	103,730
⑫ 1世帯あたり人口	人/世帯	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2

注：①～⑤大和市資料

⑦日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）国立社会保障・人口問題研究所

⑧日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2009年12月推計）国立社会保障・人口問題研究所



## (7) 推計結果

前項までの条件に基づいて、本市の基準年、現況及び将来における温室効果ガス排出量を推計すると、下表のとおりとなります。

表 3-6 本市の温室効果ガス排出量の推計結果（まとめ）

(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

項 目		温室効果ガス排出量						
		基準年	現況推計	将来推計				
起源	部門・分野		2013	2014	2020	2027	2030	
			(H25)	(H26)	(H32)	(H39)	(H42)	
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	産業部門	製造業	506.6	484.8	521.4	540.0	537.1	
		非製造業	建設業・鉱業	22.5	21.8	22.2	22.2	21.9
			農林水産業	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
		部門計		529.4	506.9	543.8	562.4	559.2
	業務その他部門		351.8	325.5	355.6	351.9	349.1	
	家庭部門		259.6	227.3	269.2	269.0	267.6	
	運輸部門	自動車	140.0	140.1	139.4	137.4	136.1	
		鉄 道	21.7	21.0	20.6	18.7	17.9	
		部門計	161.7	161.1	160.0	156.1	154.0	
	小 計		1,302.5	1,220.8	1,328.6	1,339.4	1,329.9	
	エネルギー 起源CO <sub>2</sub> 以外	農業分野	耕作	水田	0.04	0.04	—	—
肥料の使用				0.07	0.07	—	—	—
残さのすき込み				0.00	0.00	—	—	—
畜産			家畜飼養	0.04	0.04	—	—	—
			家畜排せつ物管理	0.04	0.04	—	—	—
農業廃棄物の焼却			0.01	0.01	—	—	—	
分野計		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
廃棄物分野		焼却処分	一般廃棄物	38.5	36.5	37.5	37.4	37.1
		排水処理	終末処理	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5
			生活排水処理	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		分野計		40.7	38.6	39.5	39.3	38.9
小 計		40.9	38.8	39.7	39.5	39.1		
合 計			1,343.4	1,259.6	1,368.3	1,378.9	1,369.0	

注) 農業分野の将来排出量は、分野全体で推計を行った。

## 4 温室効果ガス排出量の比較

### (1) 国・県との比較

本市の基準年及び現況における部門・分野別温室効果ガス排出量について、国全体及び神奈川県全体と比較すると、次のことがいえます。

#### ▼基準年と比べて現況排出量は減少

- ・2014(平成26)年度における本市の温室効果ガス排出量は、各部門・分野、市全体ともに基準年(2013(平成25)年)から減少しています。
- ・代替フロン等4ガス分野(本市は算定対象外)、廃棄物分野を除き、国全体及び神奈川県全体においても、同様に減少傾向が見られます。

#### ▼本市の1人当たり排出量は比較的少ない

- ・本市の算定対象部門・分野に限って、1人当たりの温室効果ガス排出量を国全体や神奈川県全体と比べると、本市は国全体の約60～63%、神奈川県全体の約73～75%と少ない状況です。

表 4-1 温室効果ガス排出量の比較

	国全体		神奈川県		大和市	
	排出量(百万t-CO <sub>2</sub> )		排出量(万t-CO <sub>2</sub> )		排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	
	基準年 (2013年度)	2014年度 (確報値)	基準年 (2013年度)	2014年度 (速報値)	基準年 (2013年度)	2014年度 (今回推計値)
産業部門	429	426	2,635	2,464	529.4	506.9
業務その他部門	279	261	1,722	1,620	351.8	325.5
家庭部門	201	192	1,373	1,363	259.6	227.3
運輸部門	225	217	1,096	1,020	161.7	161.1
エネルギー転換部門	101	94	1,039	950	—	—
燃料の燃焼分野	7.9	7.6	94	89	—	—
工業プロセス分野	49.2	48.3			—	—
農業分野	40.3	39.1			0.2	0.2
廃棄物分野	37.1	37.4	117	117	40.7	38.6
代替フロン等4ガス分野	38.7	42.1	195	216	—	—
合計	1,408	1,364	8,272	7,840	1,343.4	1,259.6
参考：人口(千人)	127,298	127,083	9,073	9,084	232	233
※1人当たり排出量(t-CO <sub>2</sub> )	8.9	8.6	7.5	7.1	5.6	5.2

※共通する「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」の合計をもとに算出。

注1)神奈川県はメタン、一酸化二窒素を一括して計上。そのため、「燃料の燃焼分野」等には「廃棄物分野」を含む。

注2)神奈川県の「廃棄物分野」は二酸化炭素のみの排出量。

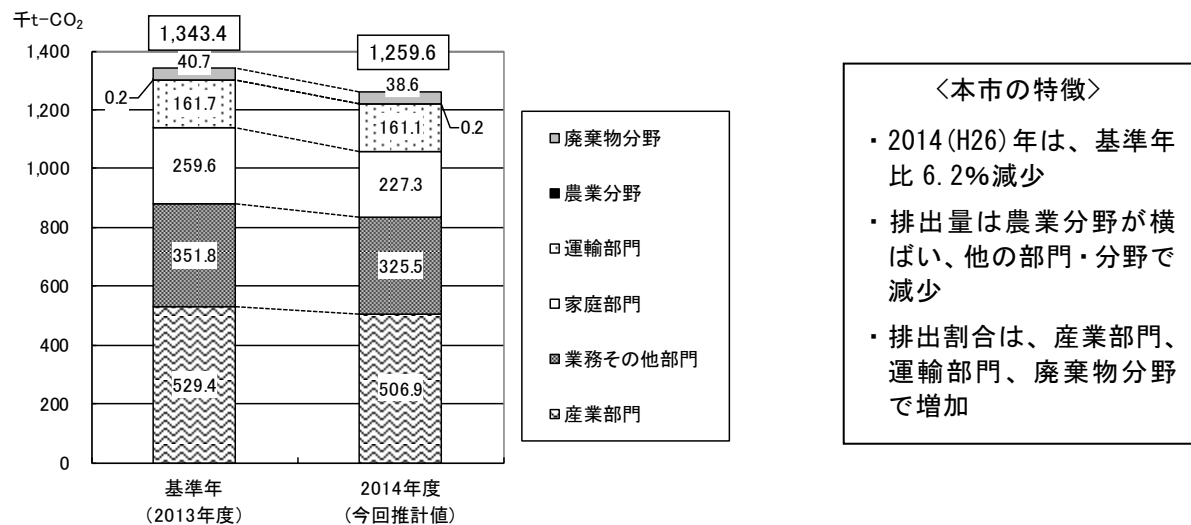
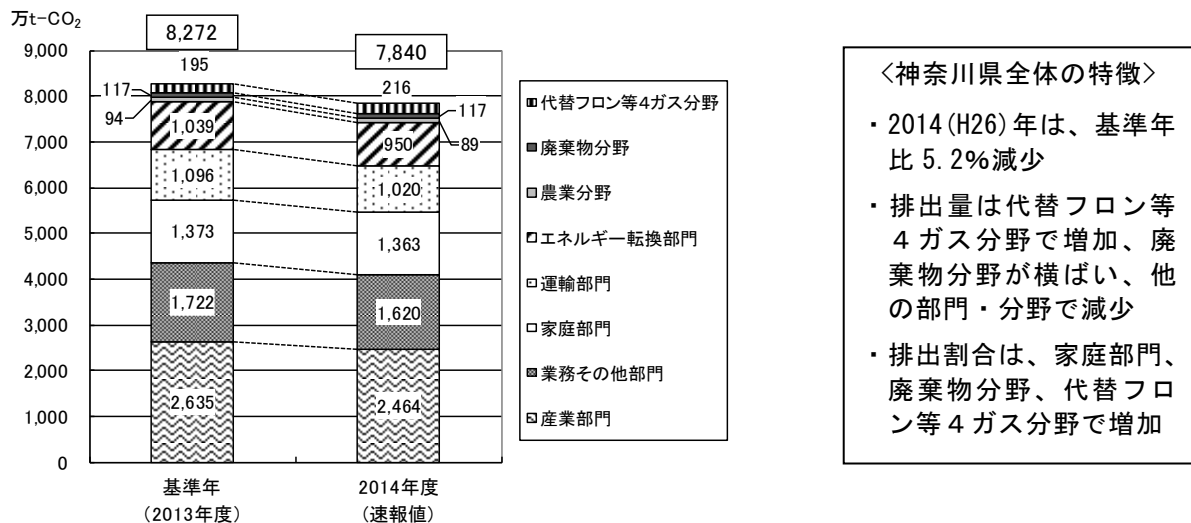
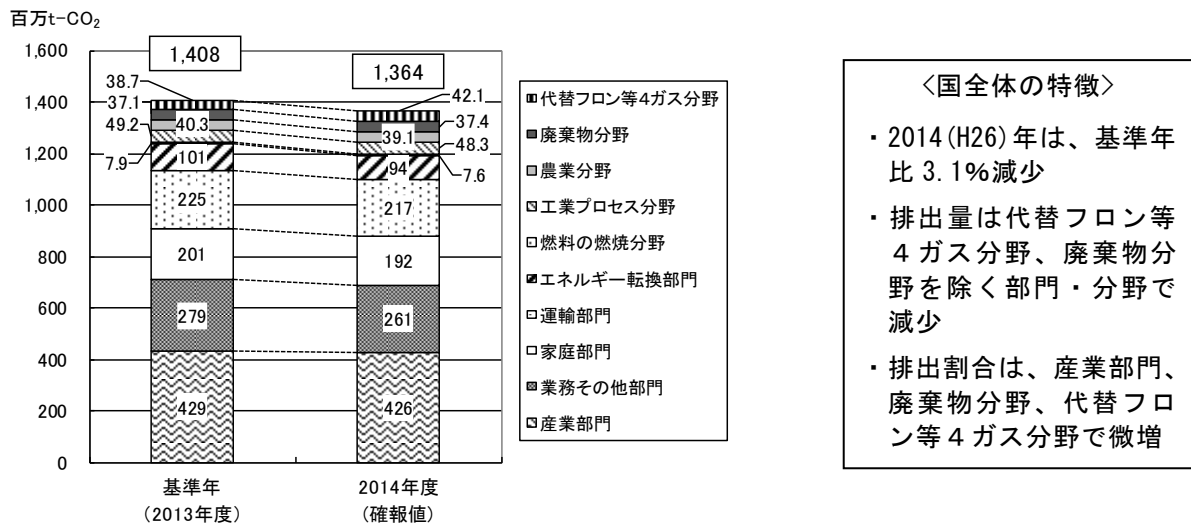
資料出典：大和市 今回推計値

神奈川県「2014年度神奈川県の温室効果ガス排出量推計結果」について(平成29年3月、神奈川県)  
 国全体 2013年度(平成25年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について(平成27年4月、環境省)  
 2014年度(平成26年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について(平成28年4月、環境省)

人口資料：大和市 住民基本台帳(各年10月1日現在)

神奈川県 神奈川県人口統計調査報告(各年1月1日現在)

国全体 推計人口(各年10月1日現在)



(2) 類似規模都市との比較

本市の温室効果ガス排出状況の特徴を把握するため、同規模（人口 23 万人前後）の施行時特例市（本市を含む 10 市）における 2014(平成 26)年度の部門別温室効果ガス排出量を比較しました。なお、本市以外の温室効果ガス排出量は、環境省が Web サイトで公表している数値を掲載しています。

調査方法が異なるため厳密な比較はできませんが、本市の排出量は産業部門及び廃棄物分野で平均を上回っている一方で、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門で平均を下回っています。しかしながら、1 人あたりでは、産業部門及び廃棄物分野での大きな差異は見られません。

表 4-2 類似規模都市の部門別温室効果ガス排出量の比較（2014(平成 26)年度）

	大和市	春日部市	厚木市	上越市	甲府市	富士市	寝屋川市	宝塚市	鳥取市	佐賀市	10市平均
産業部門											
製造業	485	115	874	861	172	952	144	115	290	304	431
建設業・鉱業	22	12	18	54	23	23	10	8	19	40	23
農林水産業	0	1	3	13	1	4	0	1	14	8	5
小計	507	128	895	928	195	979	154	124	323	352	459
業務その他部門	326	313	653	377	513	446	336	307	470	603	434
家庭部門	227	355	326	406	337	390	357	295	456	440	359
運輸部門											
自動車 (旅客)	140	201	216	240	238	312	146	154	223	275	333
(貨物)		91	136	185	132	187	83	45	155	177	
鉄道	21	18	17	15	14	19	18	17	14	18	17
船舶	0	0	0	26	0	9	0	0	1	0	4
小計	161	309	369	465	385	526	246	216	394	469	354
廃棄物分野	39	34	28	11	48	19	25	22	19	29	27
合計(千t-CO <sub>2</sub> )	1,259	1,140	2,271	2,188	1,479	2,360	1,119	964	1,662	1,893	1,633
備考: 人口	232,621	237,723	225,342	200,179	193,570	257,697	240,653	234,003	193,064	235,845	225,070

※本市の自動車からの排出量は、旅客・貨物を一括して計上

注)本市以外の数値は、環境省が公表している簡易算定法による推計値  
 (出典：地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト（環境省）)

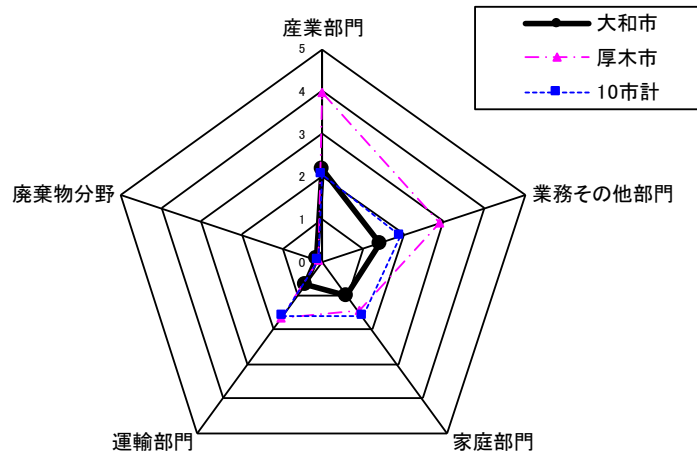


図 4-4 類似規模都市との 1 人当たり部門別排出量の比較（単位：t-CO<sub>2</sub>/人）

## 5 温室効果ガス排出量の削減見込みの検討

### (1) 事業者の省エネ行動実践による削減見込み量（産業部門、業務その他部門）

#### ①2030(H42)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

○省エネ法に基づく原単位削減目標（年平均1%以上削減）を踏まえ、削減量割合を次のように設定した。

- ・事業者アンケートの関連設問に対して「重視している」と回答した事業者  
積極的な運用改善等によって、原単位削減目標の達成を図るものとして、15%（2019年～2030年の12年間、1%以上/年）を設定
- ・事業者アンケートの関連設問に対して「どちらかと言えば重視している」と回答した事業者  
原単位削減目標を念頭に運用改善に努めるものとして、8%（上記の半分程度の削減を期待）を設定

○上記の削減量割合に、それぞれの回答割合を乗じて削減量割合の期待値を算出した。

○なお、事業者アンケートの関連設問は以下の4項目

- ・エアコンの温度設定を適正温度に設定する。
- ・こまめにエアコンのスイッチを切る
- ・無人の部屋や昼休みの時間帯は不必要な照明を消す
- ・残業時、不必要な照明を消す

対象部門	① 重視している	② どちらかと言えば 重視している	③ 削減量割合 (期待値) ①+②	④ 基準年 温室効果 ガス排出量	⑤ 削減見込み量 (期待値) ③×④	備考
削減量割合→ (単位)	15% %	8% %	%	千t-CO <sub>2</sub>	千t-CO <sub>2</sub>	
産業部門	34.1	56.4	9.6	529.4	51.0	
業務その他部門				351.8	33.9	
合計				881.2	84.9	

#### ②2027(H39)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

○2019年～2027年の9年間とした。

対象部門	① 重視している	② どちらかと言えば 重視している	③ 削減量割合 (期待値) ①+②	④ 基準年 温室効果 ガス排出量	⑤ 削減見込み量 (期待値) ③×④	備考
削減量割合→ (単位)	11% %	6% %	%	千t-CO <sub>2</sub>	千t-CO <sub>2</sub>	
産業部門	34.1	56.4	7.2	529.4	38.2	
業務その他部門				351.8	25.4	
合計				881.2	63.6	

5 大和市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】関係

(2) 市民の省エネ行動実践による削減見込み量（市民部門、運輸部門）

①2030(H42)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

- 「削減効果(原単位)」は、環境配慮指針に基づく世帯あたり年間の削減量(本文記載の数値を使用)
- 「実践割合」で注記のないものは、市民アンケート調査による「すでにやっている」割合
- 削減見込み量=削減効果(原単位)×世帯数×未実践割合
- 世帯数は、基準年(2013年度)の値(10/1現在100,610世帯)で計算
- 自動車保有世帯数の割合は、2008年の推定値(78.1%)にその後の保有台数(軽四輪・乗用車)推移を加味して補正(79.8%)

項目	アンケート 設問番号	削減効果 (原単位) (kg-CO <sub>2</sub> /年・世帯) ①	対象世帯数 基準年 (世帯) ②	実践割合 (%) ③	未実践割合 (%) ④=(100-③)	削減見込み量 (t-CO <sub>2</sub> /年) ⑤=①×②×④	備考	
〈省エネルギーの工夫〉								
家庭部門 関連	テレビ:主電源をオフ/コンセントを抜く	問11(8)	60.0	100,610	27.7	72.3	4,364	
	テレビ:こまめにスイッチオフする	問11(8)	33.0	100,610	71.2	28.8	956	実践割合の設定は脚注※1を参照
	エアコン:設定温度に気をつける	問11(4)	33.0	100,610	75.4	24.6	817	
	エアコン:こまめにスイッチオフする	問11(8)	17.0	100,610	92.6	7.4	127	実践割合の設定は脚注※1を参照
	照明:電球をLEDタイプに替える	問11(7)	70.0	100,610	54.5	45.5	3,204	原単位の設定は脚注※2を参照
	照明:こまめにスイッチオフする	問11(7)	71.0	100,610	80.1	19.9	1,422	
	冷蔵庫:庫内を上手に冷やす	問11(5)	31.1	100,610	49.2	50.8	1,590	
	冷蔵庫:ドアの開け閉めは小さく、短く	問11(5)	31.0	100,610	71.5	28.5	889	実践割合の設定は脚注※1を参照
〈節水の工夫〉								
風呂:こまめにシャワーを止める	問11(13)	69.0	100,610	77.7	22.3	1,548	実践割合の設定は脚注※1を参照	
〈エコ・ショッピングの工夫〉								
	マイバッグを利用する	問11(15)	58.0	100,610	71.1	28.9	1,686	
	合計					<b>16,603</b>		
〈脱自動車のための工夫〉								
運輸部門 関連	公共交通機関を利用する	問11(10)	41.0	80,285	38.5	61.5	2,024	実践割合の設定は脚注※3を参照
	徒歩や自転車を切り替える	問11(9)	184.0	80,285	64.9	35.1	5,185	実践割合の設定は脚注※3を参照
	〈エコ・ドライブの工夫〉							
	アイドリングストップする	問11(11)	39.0	80,285	57.0	43.0	1,346	
	合計					<b>8,555</b>		

- ※1 省エネ行動がある程度定着していると想定して、類似の設問において「実施している」または「時々実施している」と回答した割合の合計を設定した。
- ※2 白熱電球→蛍光灯で△39kg-CO<sub>2</sub>/年・世帯(環境配慮指針)をもとに、消費電力が白熱電球→LEDで約1/10、蛍光灯→LEDで約1/5となるものとして算出した。
- ※3 省エネ行動がある程度定着していると想定して、類似の設問において「実施している」または「時々実施している」と回答した割合の合計を設定した。

②2027(H39)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

○2019年～2027年の9年間とした。

項目	アンケート 設問番号	削減効果 (原単位) (kg-CO <sub>2</sub> /年・世帯) ①	対象世帯数 基準年 (世帯) ②	実践割合 (%) ③	未実践割合 (%) ④=(100-③)+9/12	削減見込み量 (t-CO <sub>2</sub> /年) ⑤=①×②×④	備考	
〈省エネルギーの工夫〉								
家庭部門 関連	テレビ:主電源をオフ/コンセントを抜く	問11(8)	60.0	100,610	27.7	54.2	3,273	
	テレビ:こまめにスイッチオフする	問11(8)	33.0	100,610	71.2	21.6	717	
	エアコン:設定温度に気をつける	問11(4)	33.0	100,610	75.4	18.5	613	
	エアコン:こまめにスイッチオフする	問11(8)	17.0	100,610	92.6	5.5	95	
	照明:電球をLEDタイプに替える	問11(7)	70.0	100,610	54.5	34.1	2,403	
	照明:こまめにスイッチオフする	問11(7)	71.0	100,610	80.1	14.9	1,066	
	冷蔵庫:庫内を上手に冷やす	問11(5)	31.1	100,610	49.2	38.1	1,192	
	冷蔵庫:ドアの開け閉めは小さく、短く	問11(5)	31.0	100,610	71.5	21.4	667	
〈節水の工夫〉								
	風呂:こまめにシャワーを止める	問11(13)	69.0	100,610	77.7	16.7	1,161	
〈エコ・ショッピングの工夫〉								
	マイバッグを利用する	問11(15)	58.0	100,610	71.1	21.7	1,265	
	合計					<b>12,452</b>		
〈脱自動車のための工夫〉								
運輸部門 関連	公共交通機関を利用する	問11(10)	41.0	80,285	38.5	46.1	1,518	
	徒歩や自転車を切り替える	問11(9)	184.0	80,285	64.9	26.3	3,889	
	〈エコ・ドライブの工夫〉							
	アイドリングストップする	問11(11)	39.0	80,285	57.0	32.3	1,010	
	合計					<b>6,417</b>		

5 大和市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】関係

(3) 設備機器の導入・更新による削減見込み量

①2030(H42)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

- 「削減効果(原単位)」で備考欄に注記のないものは、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 算定手法編Ver1.0(環境省)」に基づく。
- 「削減効果(原単位)」の単位が「%」のものは、エネルギー消費量(=温室効果ガス排出量)の削減率を示す。
- 「導入率」は以下の通り設定した。
  - ・産業部門、業務その他部門：事業者アンケートをもとに設定(該当設問に対する回答が「重視している」の割合)
  - ・家庭部門、運輸部門：市民アンケートをもとに設定(該当設問に対する回答が「将来的に設置・利用したい」の割合)
- 「削減見込み量」の算定は次式による。
  - ・削減効果が割合(%)で示されている場合：削減見込み量=対象排出量×導入率
  - ・削減効果が実数(t-CO<sub>2</sub>)で示されている場合：削減見込み量=削減効果(原単位)×対象数量
- 導入期間は、普及・啓発に係る期間を考慮して、2019~2030の12年間とした。
- 世帯数は、基準年(2013年度)の値(10/1現在100,610世帯)で計算した。

対 策	削減効果 (原単位) ①	導入率 (%) ②	対象数量又は 対象排出量 ③	対象排出量の算定データ		削減見込み量 (千t-CO <sub>2</sub> ) ④=①×②×③	備考	
				基準年排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	対象割合 (%)			
産業部門	①高効率空調の導入	21 %	50.6	64.7 千t-CO <sub>2</sub>	182.0	35.6	6.9	電力を対象に算定
	②高効率ヒートポンプの導入	0.81 t-CO <sub>2</sub> /kW		7,200 kW			5.8	120kW/基、年間5基導入
	③高効率照明の導入	408 t-CO <sub>2</sub> /万台		2.4 万台			1.0	200台/事業所、年間10か所導入
	④高性能ボイラーの導入	64.8 t-CO <sub>2</sub> /台		60 台			3.9	年間5台導入
	⑤コージェネレーションの導入	3.1 t-CO <sub>2</sub> /kW		1,800 kW			5.6	年間150kW導入
	⑥省エネ性能の高い建設機械の導入	9.6 t-CO <sub>2</sub> /台		24 台			0.2	年間2台導入
	製造業計						23.2	
非製造業計						0.2	建設業	
業務その他部門	①業務用ヒートポンプ給湯器の導入	10.80 t-CO <sub>2</sub> /台		240 台			2.6	年間20台導入
	②高効率照明の導入	0.030 t-CO <sub>2</sub> /台		6,000 台			0.2	50台/事業所、年間10か所導入
	③トランシーバー機器の導入(変圧器)	4.9 %	50.6	164.4 千t-CO <sub>2</sub>	164.4	100.0	4.1	
	業務その他部門計						6.9	
家庭部門	①トランシーバー機器の導入(エアコン)	15.2 %	17.6	49.3 千t-CO <sub>2</sub>	176.9	27.9	1.3	ZEHの導入率を設定
	②高効率給湯器(ヒートポンプ)の導入	0.48 t-CO <sub>2</sub> /台	19.6	100,610 世帯			9.4	1台/世帯の導入、③との競合を考慮
	③家庭用燃料電池導入	1.50 t-CO <sub>2</sub> /台	19.8	100,610 世帯			29.8	1台/世帯の導入、②との競合を考慮
	④太陽光発電システムの設置	540 kg-CO <sub>2</sub> /世帯	18.0	100,610 世帯			9.8	⑤との競合を考慮
	⑤太陽熱利用機器の設置	340 kg-CO <sub>2</sub> /世帯	13.1	100,610 世帯			4.5	④との競合を考慮
家庭部門計						54.8		
運輸部門	①次世代自動車への転換、燃費改善	41.1 %	50.6	140.0 千t-CO <sub>2</sub>	140.0	100.0	29.1	
	運輸部門計						29.1	
合 計						114.2		

②2027(H39)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

○2019年~2027年の9年間とした。

対 策	削減効果 (原単位) ①	導入率 (%) ②	対象数量又は 対象排出量 ③	対象排出量の算定データ		削減見込み量 (千t-CO <sub>2</sub> ) ④=①×②×③	備考	
				基準年排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	対象割合 (%)			
産業部門	①高効率空調の導入	21 %	38.0	64.7 千t-CO <sub>2</sub>	182.0	35.6	5.2	電力を対象に算定
	②高効率ヒートポンプの導入	0.81 t-CO <sub>2</sub> /kW		5,400 kW			4.4	120kW/基、年間5基導入
	③高効率照明の導入	408 t-CO <sub>2</sub> /万台		1.8 万台			0.7	200台/事業所、年間10か所導入
	④高性能ボイラーの導入	64.8 t-CO <sub>2</sub> /台		45 台			2.9	年間5台導入
	⑤コージェネレーションの導入	3.1 t-CO <sub>2</sub> /kW		1,350 kW			4.2	年間150kW導入
	⑥省エネ性能の高い建設機械の導入	9.6 t-CO <sub>2</sub> /台		18 台			0.2	年間2台導入
	製造業計						17.4	
非製造業計						0.2	建設業	
業務その他部門	①業務用ヒートポンプ給湯器の導入	10.80 t-CO <sub>2</sub> /台		180 台			1.9	年間20台導入
	②高効率照明の導入	0.030 t-CO <sub>2</sub> /台		4,500 台			0.1	50台/事業所、年間10か所導入
	③トランシーバー機器の導入(変圧器)	4.9 %	38.0	164.4 千t-CO <sub>2</sub>	164.4	100.0	3.1	
	業務その他部門計						5.1	
家庭部門	①トランシーバー機器の導入(エアコン)	15.2 %	13.2	49.3 千t-CO <sub>2</sub>	176.9	27.9	1.0	ZEHの導入率を設定
	②高効率給湯器(ヒートポンプ)の導入	0.48 t-CO <sub>2</sub> /台	14.7	100,610 世帯			7.1	1台/世帯の導入、③との競合を考慮
	③家庭用燃料電池導入	1.50 t-CO <sub>2</sub> /台	14.8	100,610 世帯			22.4	1台/世帯の導入、②との競合を考慮
	④太陽光発電システムの設置	540 kg-CO <sub>2</sub> /世帯	13.5	100,610 世帯			7.3	⑤との競合を考慮
	⑤太陽熱利用機器の設置	340 kg-CO <sub>2</sub> /世帯	9.8	100,610 世帯			3.4	④との競合を考慮
家庭部門計						41.2		
運輸部門	①次世代自動車への転換、燃費改善	41.1 %	38.0	140.0 千t-CO <sub>2</sub>	140.0	100.0	21.8	
	運輸部門計						21.8	
合 計						85.7		

5 大和市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】関係

(4) 電力の低炭素化による削減見込み量

①2030(H42)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

○電力については、「電気事業における低炭素社会実行計画」(2015年7月、電気事業連合会など)で、次の目標が設定されている。  
 ・2030年度の電力の排出係数:0.370kg-CO<sub>2</sub>/kWh(2013年度比△35%)  
 ○上記目標をすべての電気事業者が達成するものと仮定して、各部門・分野における温室効果ガス削減見込み量を算出した。

部 門		① 基準年排出量 (電力起源)	② 基準年排出係数 (東京電力EP)	③ 2030年排出係数 (目標値)	④ 2030年排出量 (①/②)×③	⑤ 削減見込み量 ①-④	備 考	
(単位)		千t-CO <sub>2</sub>	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	千t-CO <sub>2</sub>	千t-CO <sub>2</sub>		
産業部門	製造業	182.0	0.530	0.370	127.1	54.9	電力の使用量を把握できないため、対象外とした。	
	非製造業	建設業・鉱業			5.3	3.7		1.6
		農林水産業			0.1	0.1		0.0
業務その他部門		164.4			114.8	49.6		
家庭部門		176.9			123.5	53.4		
運輸部門	自動車							
	鉄 道	21.7	15.2	6.5				
合 計		550.4			384.4	166.0		

②2027(H39)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

○2027年度の電力の排出係数は、2030年度まで低炭素化が単純に進むものとして設定

部 門		① 基準年排出量 (電力起源)	② 基準年排出係数 (東京電力EP)	③ 2027年排出係数 (推計値)	④ 2027年排出量 (①/②)×③	⑤ 削減見込み量 ①-④	備 考	
(単位)		千t-CO <sub>2</sub>	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	千t-CO <sub>2</sub>	千t-CO <sub>2</sub>		
産業部門	製造業	182.0	0.530	0.398	136.8	45.2	電力の使用量を把握できないため、対象外とした。	
	非製造業	建設業・鉱業			5.3	4.0		1.3
		農林水産業			0.1	0.1		0.0
業務その他部門		164.4			123.5	40.9		
家庭部門		176.9			132.9	44.0		
運輸部門	自動車							
	鉄 道	21.7	16.3	5.4				
合 計		550.4			413.6	136.8		



## (5) 削減見込み量のまとめ

## ①2030(H42)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

部 門		削減見込み量(千t-CO <sub>2</sub> )				部門別割合 (%)	
		省エネ行動	設備機器	電力低炭素化	対策計		
産業部門	製造業	—	23.2	54.9	78.1	—	
	非製造業	建設業・鉱業	—	0.2	1.6	1.8	—
		農林水産業	—	0.0	0.0	0.0	—
	部門計	51.0	23.4	56.5	130.9	33.5	
業務その他部門		33.9	6.9	49.6	90.4	23.2	
家庭部門		16.6	54.8	53.4	124.8	32.0	
運輸部門	自動車	—	29.1	0.0	29.1	—	
	鉄 道	—	0.0	6.5	6.5	—	
	部門計	8.6	29.1	6.5	44.2	11.3	
合 計		110.1	114.2	166.0	390.3	100.0	
対策別割合(%)		28.2	29.3	42.5	100.0		

※産業部門、運輸部門の対策計には、部門計を除いて省エネ行動分を含まない。

## ②2027(H39)年度を目標年度とした場合の削減見込み量

部 門		削減見込み量(千t-CO <sub>2</sub> )				部門別割合 (%)	
		省エネ行動	設備機器	電力低炭素化	合計		
産業部門	製造業	—	17.4	45.2	62.6	—	
	非製造業	建設業・鉱業	—	0.2	1.3	1.5	—
		農林水産業	—	0.0	0.0	0.0	—
	部門計	38.2	17.6	46.5	102.3	33.6	
業務その他部門		25.4	5.1	40.9	71.4	23.4	
家庭部門		12.5	41.2	44.0	97.7	32.0	
運輸部門	自動車	—	21.8	0.0	21.8	—	
	鉄 道	—	0.0	5.4	5.4	—	
	部門計	6.4	21.8	5.4	33.6	11.0	
合 計		82.5	85.7	136.8	305.0	100.0	
対策別割合(%)		27.1	28.1	44.8	100.0		

※産業部門、運輸部門の対策計には、部門計を除いて省エネ行動分を含まない。

## 6 削減目標の検討

(1) 2030(平成42)年度を目標年度とした場合

### ①全体目標

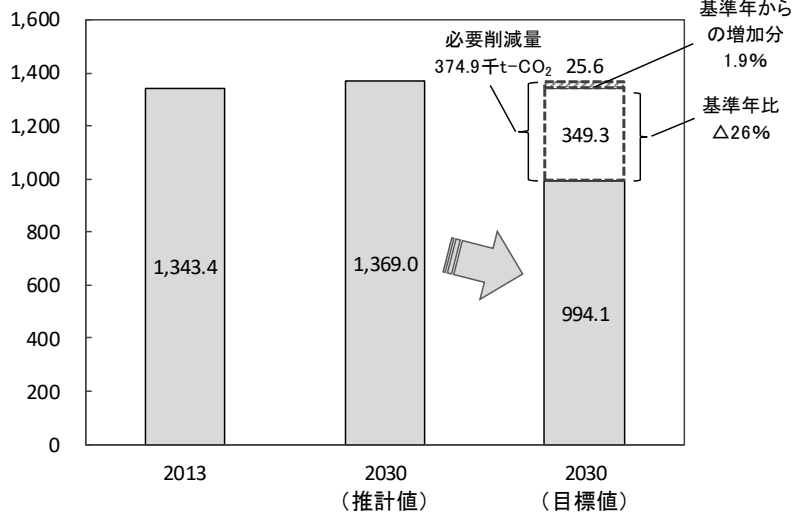
(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

基準年排出量 (2013年度)	2030年度排出量		必要削減量 [①-②]
	推計値※ [①]	目標値 [②]	
1,343.4	1,369.0 (+1.9%)	994.1 (△26.0%)	374.9

※現状趨勢ケース

基準年比	1.9%	26.0%	27.9%
------	------	-------	-------

(千t-CO<sub>2</sub>)



### ②部門・分野別目標

(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

部門・分野	2030年度		
	推計値※ <sup>2</sup> [①]	目標削減量 [②]	排出量 [①-②]
産業部門	559.2 (40.9%)	125.7 (33.5%)	433.5 (43.6%)
業務その他部門	349.1 (25.5%)	86.8 (23.2%)	262.3 (26.4%)
家庭部門	267.6 (19.6%)	119.9 (32.0%)	147.7 (14.8%)
運輸部門	154.0 (11.2%)	42.5 (11.3%)	111.5 (11.3%)
農業分野※ <sup>1</sup>	0.2 (0.0%)	—	0.2 (0.0%)
廃棄物分野※ <sup>1</sup>	38.9 (2.8%)	—	38.9 (3.9%)
合計	1,369.0 (100.0%)	374.9 (100.0%)	994.1 (100.0%)

※<sup>1</sup> 農業分野、廃棄物分野の削減目標は設定しない。

※<sup>2</sup> 現状趨勢ケース

(2) 2027(平成39)年度を目標年度とした場合

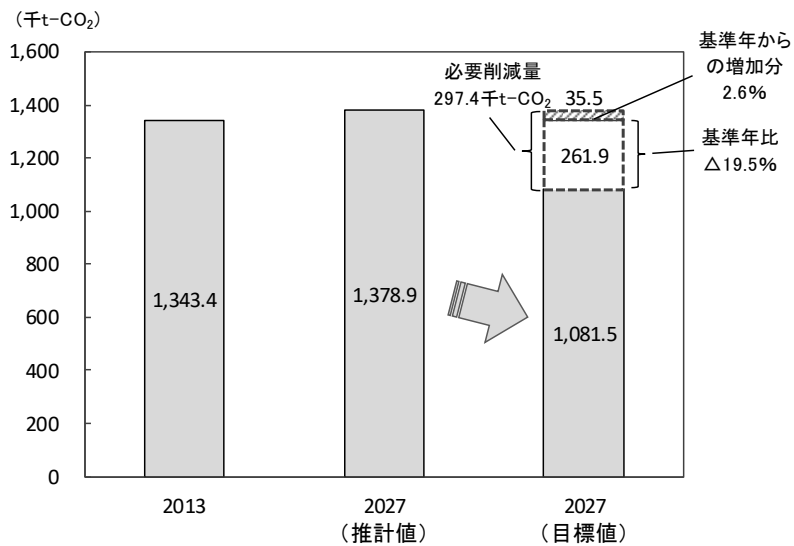
①全体目標

(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

基準年排出量 (2013年度)	2027年度排出量		必要削減量 [①-②]
	推計値※ [①]	目標値 [②]	
1,343.4	1,378.9 (+2.6%)	1,081.5 (△19.5%)	297.4

※現状趨勢ケース

基準年比	2.6%	-19.5%	-22.1%
------	------	--------	--------



②部門・分野別目標

(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

部門・分野	2027年度		
	推計値※2 [①]	目標削減量 [②]	排出量 [①-②]
産業部門	562.4 (40.8%)	99.7 (33.6%)	462.7 (42.8%)
業務その他部門	351.9 (25.5%)	69.6 (23.4%)	282.3 (26.1%)
家庭部門	269.0 (19.5%)	95.3 (32.0%)	173.7 (16.1%)
運輸部門	156.1 (11.3%)	32.8 (11.0%)	123.3 (11.4%)
農業分野※1	0.2 (0.0%)	—	0.2 (0.0%)
廃棄物分野※1	39.3 (2.9%)	—	39.3 (3.6%)
合計	1,378.9 (100.0%)	297.4 (100.0%)	1,081.5 (100.0%)

※1 農業分野、廃棄物分野の削減目標は設定しない。

※2 現状趨勢ケース

## 6 大和市地球温暖化対策実行計画【事務・事業編】

### 1 事務・事業編の概要

#### (1) 経緯

大和市役所では、平成 11 年 4 月に市の職員自らが環境に配慮した行動を率先実行するための「大和市役所庁内環境マネジメントシステム実施要綱」を制定し、温室効果ガスや環境に配慮した活動及び行動の状況把握に努めてきました。平成 14 年 3 月には、環境施策の更なる推進や実効性を確保するため、ISO14001 規格の認証を取得しました。平成 20 年 4 月からは、大和市役所に適応した環境マネジメントシステムとして大和市役所環境マネジメントシステム「やまとEMS」を運用しています。

さらに、地球温暖化対策の取組みについて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「大和市役所地球温暖化対策実行計画(第 1 次計画)」を平成 14 年度に策定、その後平成 17 年度(第 2 次計画)、平成 20 年度(第 3 次計画)の 2 度の改定を経て、平成 23 年度には「大和市地球温暖化対策実行計画」の策定を機に「事務・事業編」を策定して運用してきました。

本計画は、「大和市地球温暖化対策実行計画」の改定及び同計画の「大和市環境基本計画」への統合に伴って、改定するものです。

#### (2) 根拠法

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項によります。

#### (3) 計画期間

大和市環境基本計画との整合を図り、2018(平成 30)年度から 2027(平成 39)年度までの 10 年間とします。ただし、状況の変化に応じて改定する場合があります。

#### (4) 対象施設

対象施設は、やまとEMSの適用施設(本庁舎等(※)、環境管理センター、水質管理センター、市立病院)とします。また、市内小・中学校、指定管理者制度による管理運営を実施している施設については、やまとEMSの対象外ですが、温室効果ガスの排出量の算定には含むものとします。なお、温室効果ガスの排出量は、本庁舎等に含みません。

(※本庁舎等とは…市役所本庁舎など市が使用、管理している施設を指します。)

## (5) 対象とする温室効果ガス

事務・事業編で対象とする温室効果ガスは次表の通りです。

表 1-1 事務・事業編で対象とする温室効果ガス

ガス種類	主な発生源	地球温暖化係数 (注)	主な発生施設 (事務・事業編)
エネルギー起源二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用・燃料の燃焼等のエネルギーの使用、廃棄物の焼却	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料・電気の使用、自動車の走行（全施設）、</li> <li>一般廃棄物に混入しているプラスチック類、合成繊維くずの焼却（環境管理センター）</li> </ul>
メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車の走行、廃棄物の焼却、排水処理、稲作・家畜の腸内発酵・排せつ物	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の走行（全施設）</li> <li>一般廃棄物の焼却（環境管理センター）</li> <li>下水処理及び下水汚泥の焼却（水質管理センター）</li> <li>ガス・ガソリン機関（定置式）における都市ガスの使用（市立病院）</li> </ul>
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行、廃棄物の燃焼、排水処理、家畜の排せつ物、肥料の使用	298	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の走行（全施設）</li> <li>一般廃棄物の焼却（環境管理センター）</li> <li>笑気ガス（麻酔剤）の使用（市立病院）</li> <li>下水処理及び下水汚泥の焼却（水質管理センター）</li> <li>ガス・ガソリン機関（定置式）における・都市ガスの使用（市立病院）</li> </ul>
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用	1,430	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーエアコンの使用または廃棄（主に本庁舎等）</li> </ul>

注：地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。数字が大きいほど地球温暖化への影響が大きい。  
HFCs の地球温暖化係数は 1・1・1・2 - テトラフルオロエタン HFC-134a の場合。

## 2 温室効果ガス排出量の現状（2005～2015年度）

### （1）総排出量の推移

大和市役所の事務事業から発生する温室効果ガスは、2010(平成 22)年度まで減少していましたが、その後は増加に転じ、2013(平成 25)年度をピークに再び減少しています。2015(平成 27)年度の排出量は 60,611t-CO<sub>2</sub>であり、2000(平成 12)年度以降で最も排出量が多かった 2003(平成 15)年度の 75,805t-CO<sub>2</sub>と比べて、△20.0%（減少）となっています。

また、人口千人当たりの排出量は、概ね総排出量と同様の傾向で推移しており、2003(平成 15)年度に 346t-CO<sub>2</sub>/千人であったものが、2015(平成 27)年度は 260t-CO<sub>2</sub>/千人に減少しています。

表 2-1 温室効果ガス総排出量の推移

（数値は、四捨五入により誤差有）

年度	単位	2003	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
総排出量	t-CO <sub>2</sub>	75,805	64,301	62,437	59,578	55,745	55,389	59,984	65,486	69,507	66,989	60,611
2003(H15)比	%	—	-15.2%	-17.6%	-21.4%	-26.5%	-26.9%	-20.9%	-13.6%	-8.3%	-11.6%	-20.0%
人口	人	218,999	222,368	222,917	224,231	225,650	228,180	229,890	231,046	231,715	232,621	232,922
千人当たり排出量	t-CO <sub>2</sub> /千人	346	289	280	266	247	243	261	283	300	288	260

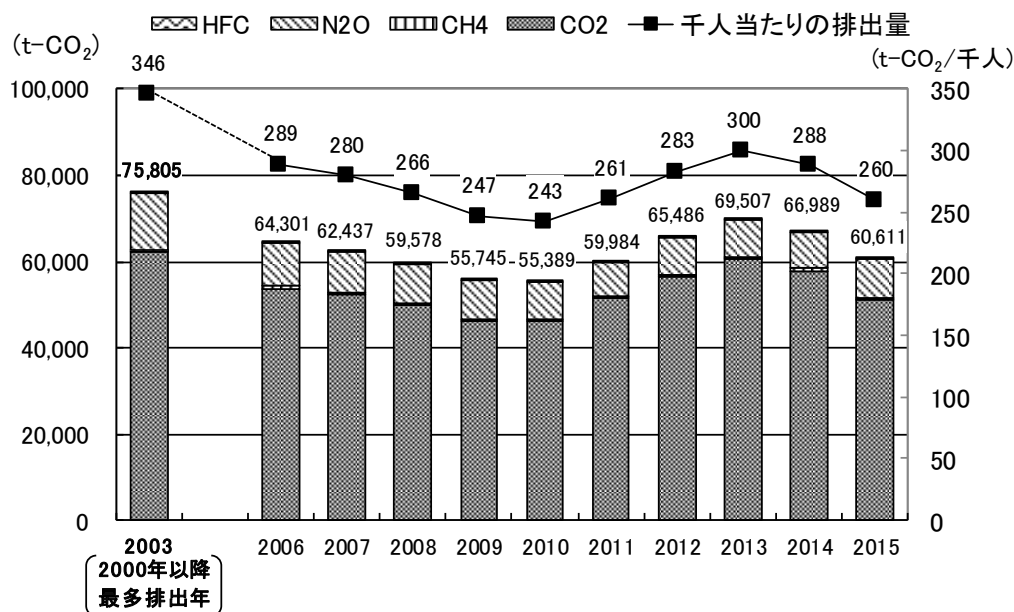


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移（温室効果ガス別）

## (2) ガス種類別排出量の内訳

2015(平成 27)年度における温室効果ガスの種類別の排出量内訳 (CO<sub>2</sub>換算) をみると、CO<sub>2</sub>が 84.5%と最も多く、次いで N<sub>2</sub>O が 14.6%となっています。CO<sub>2</sub>の発生原因は主に一般廃棄物の焼却及び燃料・電気の消費、N<sub>2</sub>O は主に産業廃棄物(下水汚泥)の焼却によるものです

表 2-2 温室効果ガス排出量の推移(温室効果ガス別)

(単位: t-CO<sub>2</sub>) (数値は、四捨五入により誤差有)

年度		CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	計
2006	H18	53,748	580	9,952	21	64,301
2007	H19	52,392	563	9,469	13	62,437
2008	H20	49,991	534	9,036	17	59,578
2009	H21	46,010	502	9,225	9	55,745
2010	H22	46,085	517	8,781	5	55,389
2011	H23	51,586	518	7,871	8	59,984
2012	H24	56,410	512	8,560	4	65,486
2013	H25	60,598	514	8,374	21	69,507
2014	H26	57,878	492	8,610	8	66,989
2015	H27	51,240	478	8,867	27	60,611
構成比 (2015)	構成比 (H27)	84.5%	0.8%	14.6%	0.1%	100.0%

(3) 発生源別排出量の推移

発生源別の増減をみると、燃料の使用（車両以外）、一般廃棄物の焼却、下水処理、産業廃棄物（下水汚泥）の焼却など、多くの発生源で排出量の削減が進んでいる一方で、電気の使用による排出量は増加しています。

表 2-3 温室効果ガス排出量の推移（発生源別）

（単位：t-CO<sub>2</sub>）（数値は、四捨五入により誤差有）

発生源	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
燃料の使用(車両以外)	8,165	7,243	6,063	5,374	5,708	5,071	5,134	4,913	4,823	4,933
電気使用	11,587	14,630	11,900	11,861	13,878	15,409	13,934	17,865	17,161	16,899
一般廃棄物の焼却	34,425	30,883	32,406	29,180	26,850	31,659	37,887	38,523	36,441	29,921
下水処理	1,906	1,898	1,863	1,786	1,843	1,850	1,835	1,856	1,780	1,718
産業廃棄物(下水汚泥)の焼却	7,324	6,962	6,533	6,862	6,368	5,446	6,132	5,851	6,184	6,531
その他	894	821	813	668	742	550	563	500	600	609
合計	64,301	62,437	59,578	55,732	55,389	59,984	65,486	69,507	66,989	60,611

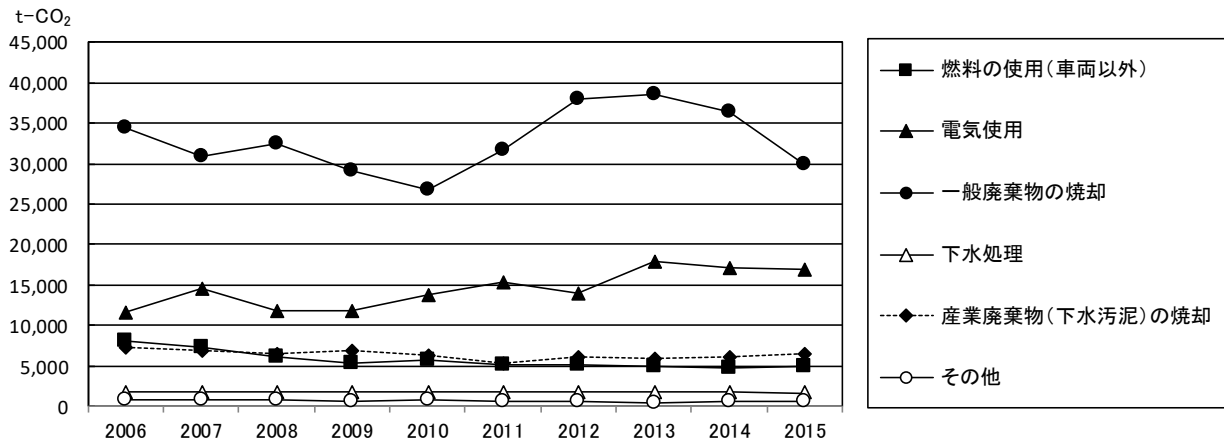


図 2-2 温室効果ガス排出量の推移（発生源別）



## (4) 発生源別排出量の内訳

2015(平成 27)年度における発生源別の割合をみると、環境管理センターにおける一般廃棄物の焼却によるものが全体の約半数(49.4%)を占め、次いで各施設における電気の使用(27.9%)、水質管理センターで発生する産業廃棄物(下水汚泥)の焼却(10.8%)、車両以外の燃料の使用(8.1%)の順となっています。

施設別にみると、本庁舎等では、電気使用による排出量の割合が全体の約70%を占め、次いで燃料の使用(車両以外)の割合が約25%となっています。環境管理センターは、一般廃棄物の焼却によるものがほとんどであり、水質管理センターは電気使用と産業廃棄物(下水汚泥)の焼却で80%以上を占めています。市立病院は、燃料の使用(車両以外)と電気使用によるものがほとんどです。

表 2-4 温室効果ガス排出量(2015(平成 27)年度、発生源別)

(単位: t-CO<sub>2</sub>) (数値は、四捨五入により誤差有)

発生源	本庁舎等	環境管理センター	水質管理センター	市立病院	計	構成比
燃料の使用(車両以外)	1,756	106	1,328	1,743	4,933	8.1%
電気使用	4,947	475	9,175	2,302	16,899	27.9%
一般廃棄物の焼却	0	29,921	0	0	29,921	49.4%
下水処理	0	0	1,718	0	1,718	2.8%
産業廃棄物(下水汚泥)の焼却	0	0	6,531	0	6,531	10.8%
その他	392	205	1	11	609	1.0%
合計	7,095	30,707	18,753	4,056	60,611	100.0%

注: HFC(フルオロカーボン)134a とは、地球温暖化の原因物質の1つで、冷蔵庫やカーエアコンの冷媒として使われており、それらの機器の使用時や廃棄時に大気中へわずかに漏れると推定される量から温室効果ガス排出量を計算した。

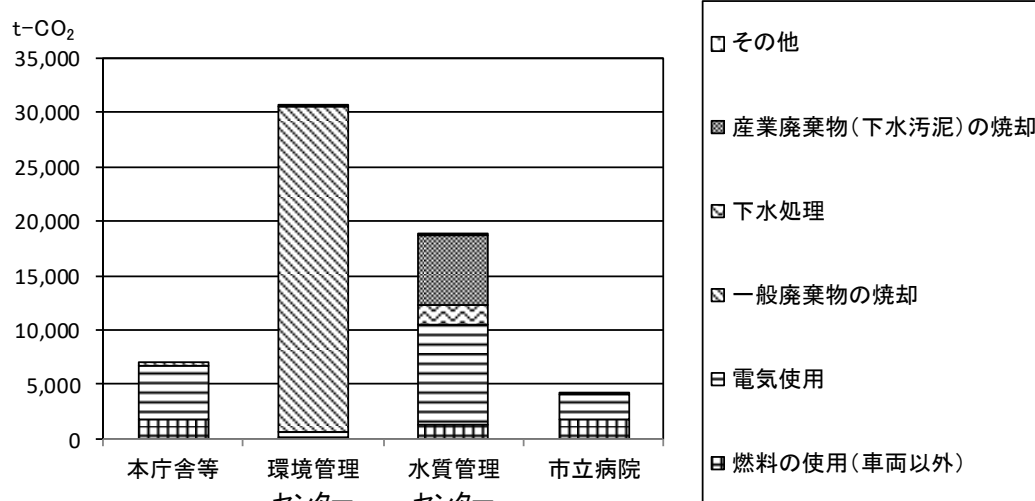


図 2-3 温室効果ガス排出量(2015(平成 27)年度、発生源別)

### 3 温室効果ガス排出量の削減目標（2027年度）

#### (1) 省エネ法等との関係

大和市役所は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という）及び神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」に対応して、温室効果ガス削減を推進します。

#### (2) 目標年度

大和市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図り、本計画の基準年度は、2013(平成25)年度とし、目標年度は2027(平成39)年度とします。

#### (3) 基準年度における排出量の考え方

基準年度における温室効果ガス排出量には、本市の排出実態等を踏まえて、先に示した現状の排出量に以下の要因を加味することとします。

○大和市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図り、電気使用に係る排出係数には東京電力エナジーパートナー（株）の実排出係数（0.531kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を用いて算定します。

○本庁舎等の排出量に、市立小中学校の排出量（現状は教育委員会部局として、エネルギー使用量を別集計）を加算します。

○さらに、2016(平成28)年11月に、新規施設として大和市文化創造拠点（シリウス）がオープンしており、これまでの運用実績に基づく推計によれば、全体排出量が約1,522 t-CO<sub>2</sub>増加すると見込まれるため、当該施設の排出量をあらかじめ本庁舎等に加算します。

#### ※基準年度排出量の算定（加算）について

○電気使用に係る排出係数の変更（調整後排出係数→実排出係数）

項目	年間使用量 (学校・シリウス除く)	基準年排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
実排出係数	34,289,136 kWh/年	0.531	18,208
調整後排出係数	34,289,136 kWh/年	0.521	17,865
差し引き加算分			343

○市立小中学校におけるエネルギー使用に伴う排出量の加算

項目	年間使用量	基準年排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh・m <sup>3</sup> )	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
電気	5,014,558 kWh/年	0.531	2,663
都市ガス	483,453 m <sup>3</sup> /年	2.1699	1,049
排出量合計(加算分)			3,712

○大和市文化創造拠点（シリウス）におけるエネルギー使用に伴う排出量の加算

項目	年間使用量 (H28.11～H29.10)	基準年排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh・m <sup>3</sup> )	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
電気	2,053,908 kWh/年	0.531	1,091
都市ガス	198,933 m <sup>3</sup> /年	2.1699	432
排出量合計(加算分)			1,522

基準年度排出量=69,507+343+3,712+1,522=75,084 (t-CO<sub>2</sub>)

## (4) 目標設定指標

削減目標の設定にあたっては、今後予想される人口の増加に対応して、行政サービスの充実との両立を図る必要があることから、行政人口千人当たりの原単位<sup>(注)</sup>を基準とします。

注：行政人口千人当たりの原単位＝千人当たりの排出量＝市全体の排出量÷人口×1,000

## (5) 目標削減量

大和市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を踏まえ、目標削減率は19.5%とし、行政人口千人当たりの原単位で63.1t-CO<sub>2</sub>/千人の削減を目標とします。

（全体排出量は、2013年度の75,084t-CO<sub>2</sub>から、2027年度には61,089t-CO<sub>2</sub>へ13,995t-CO<sub>2</sub>(18.6%)の削減を目標とします。なお、省エネ法では、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標としているため、本計画の期間である10年間では原単位で10%以上の削減が求められています。）

※本市の人口については、2013年度は231,715人、2027年度は234,192人（推定人口）として算出しました。

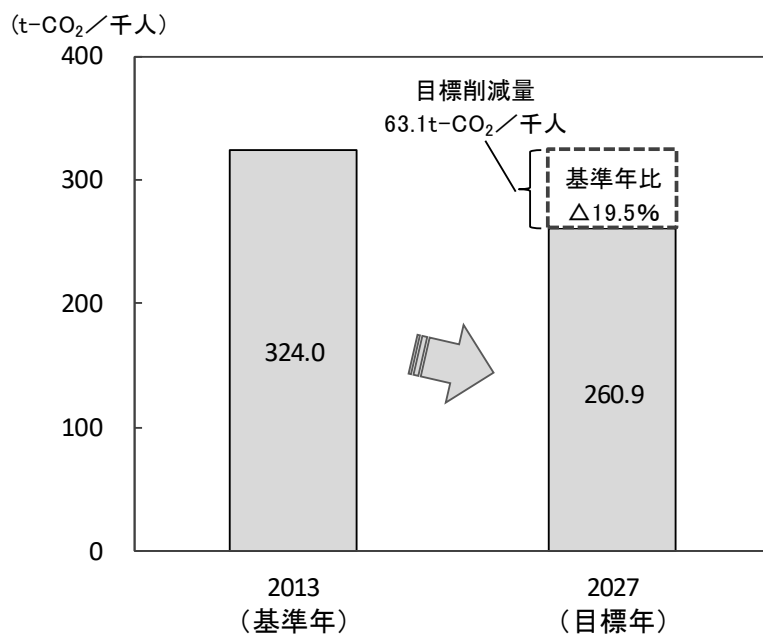


図 3-1 温室効果ガス排出量の削減目標（原単位）

## 4 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組み

### (1) 基本的な考え

大和市環境基本計画における望ましい環境像「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、大和市や職員自ら率先し、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーの推進など温室効果ガス排出量の削減を進めます。

### (2) 基本方針

基本的な考えを踏まえ、次の3つを基本方針とし、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

#### ①再生可能エネルギーの活用・省エネルギーの推進

すべての事務・事業において、公共施設へ太陽光発電システム等の設備を導入するなど再生可能エネルギーを活用に努めるほか、節電や設備の高効率化など省エネルギーの推進に努めます。

#### ②廃棄物の減量化・資源化の推進

すべての事務・事業において、ごみの減量、3Rの推進など廃棄物の削減・資源化の推進に取り組みます。

#### ③環境に配慮した公共事業の推進

公共事業による環境影響の低減と環境に配慮した事業を推進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。施設を新築又は現施設を更新する際は、省エネルギー型施設にするなど環境に配慮します。

(3) 具体的な取組み

①再生可能エネルギーの活用・省エネルギーの推進

■再生可能エネルギーの活用

- ・公共施設へ太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

■省エネルギーの推進

○ごみ処理に伴うエネルギーの有効利用

- ・ごみ処理施設でのエネルギーの有効利用を図ります。
- ・発電機を効率的に運用し、電気使用量（買電量）を削減します。

○建築物等の省エネルギーの推進

- ・公共施設の省エネルギー診断等を進め、ZEBやBEMSの導入を検討します。
- ・設備の更新の際は、コージェネレーションシステムなど省エネルギー設備の導入を検討します。

○電気の使用

- ・始業前や昼休みなど、業務に支障のない範囲で消灯します。
- ・エレベーターの使用を控え、できるだけ階段を利用します。
- ・冷暖房の適切な温度管理をします。
- ・パソコンやコピー機などは、省電力モードにして使用し、席を離れる場合は、電源を切ります。
- ・クールビズやウォームビズを取り入れます。
- ・照明灯の更新の際は、省エネルギータイプの機器を検討します。

○都市ガス・LPガスの使用

- ・冷暖房の適切な温度管理をします。
- ・給湯器を適正に使用します。

○水の使用

- ・こまめに水道の蛇口を開閉し、節水します。
- ・トイレでの2度流しをしないようにします。
- ・節水こまを設置するなど、節水を心がけます。

○ガソリンなどの燃料の使用

- ・車両の更新の際は、低公害車や次世代自動車の導入を検討します。
- ・公共交通機関を優先的に使用し、近隣への移動はなるべく公用車を利用せず、自転車や

徒歩による移動を心掛けます。

- ・駐車時等のアイドリングストップを徹底します。
- ・急加速、急発進、空ぶかし及び不要な荷物の積載などをせず、エコドライブを徹底します。
- ・相乗りするなど、公用車を効率的に利用します。
- ・焼却施設の立ち上げ、立ち下げ時に使用する燃料は、ダイオキシン等の有害物質を排出しない限度を見極め、適切な使用量とします。

## ②廃棄物の減量化・資源化の推進

### ■廃棄物の減量化

- ・分別回収を徹底するとともに、紙の使用においては裏面活用や再生紙の利用により 3 R (Reduce : 減らす、Reuse : 繰り返し使う、Recycle : 再資源化) を徹底します。
- ・使用済みの封筒、ファイル、フォルダー等を再利用します。
- ・廃棄物の減量により、輸送に伴う温室効果ガス排出量や焼却に伴う温室効果ガス排出量を削減します。

### ■資源化の推進

- ・資源の分別を徹底します。
- ・公共施設の利用者にごみ・プラスチック・空き缶類・ペットボトルなどの分別を呼び掛けます。

## ③環境に配慮した公共事業の推進

### ■環境に配慮した物品等の利用促進

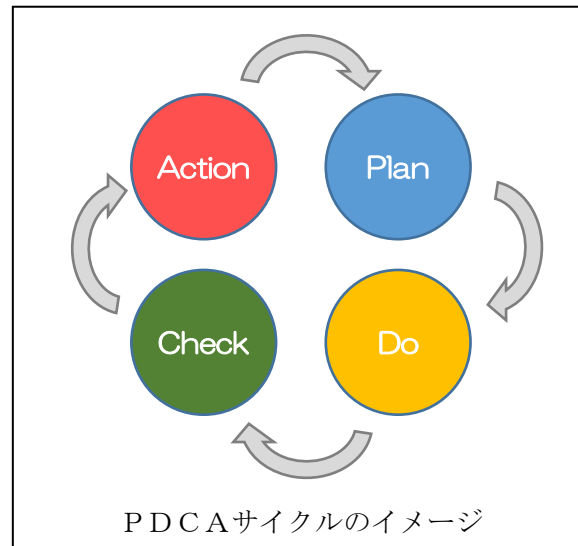
- ・「大和市グリーン購入調達方針」に定めるものを調達します。
- ・環境に配慮した契約等を推進します。

### ■緑化の推進

- ・都市公園等の公共施設において、市街地内の良好な環境形成に向け今後も引き続き緑化を進めます。
- ・公共施設の整備においては、壁面緑化、屋上緑化などに努め、環境に配慮して整備を推進します。

(4) 計画の進行管理

事務・事業編の進行管理は、環境マネジメントシステム「やまとEMS」を運用し、電気、ガス、自動車燃料等のエネルギー使用量を把握し、PDCAサイクルにより目標達成に向けて進行管理を行います。



- ・計画全体の目標である温室効果ガスの排出削減目標の達成状況については、毎年度実施する温室効果ガス排出量推計によって把握します。温室効果ガス排出量の結果については、市のホームページで公開します。
- ・温室効果ガス排出量の推計は、統計資料などを用いて作業する必要があることから、把握できる排出量の情報は約2年遅れとなります。

## 7 用語集

あ

## ISO14001

ISO(国際標準化機構)が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格です。ISO14001 は、組織が環境マネジメントシステムの規格に適合していることを表明するために、何が必要かを示した仕様書です。

## アイドリングストップ

自動車の駐停車中に、エンジンをかけっぱなしにしないことです。ガソリン等の燃料消費量を抑えると同時に、大気汚染物質や温室効果ガスの排出量を減らす効果があります。

## IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設置された組織です。

## アダプトプログラム

「里親制度」と訳され、市民が道路、公園・緑地等、公共施設の里親となり、土地管理者との契約に基づき、維持管理や活用を行っていくボランティア活動です。

## 一酸化炭素

燃料などの不完全燃焼に伴って発生する気体で、人体に極めて有害です。

## 雨水浸透枳

屋根などで集めた雨水を地中にしみこませる「ます」のことをいい、底をコンクリートでふさがず、くだいた石などを詰め込んであります。雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養などの効果が期待できます。

## 雨水調整槽

下水道に接続して、雨水を一時的に貯留することで流量を調整する施設です。

## 雨水貯留槽

屋根に降った雨水を雨どいに通して引き入れ一時的に溜める装置のことで、庭木の水撒きや洗車、また災害時には消火用水や生活用水に利用できます。

## エコアクション21

主に中小企業向けとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。要求事項が簡略化されており、認証取得費用も安価であるため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001に比べて、取り組みやすなものとなっています。本市独自の制度として「やまとエコアクション21」があります。

## エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど、燃料の無駄の少ない運転や、燃費の良い車種を選択、相乗りなど、省エネルギーと排気ガスの低減に役立つ運転の総称です。

## エコマーク

広くは、商品の環境面での情報を提供し、消費者が環境に配慮して選択できるように、商品につけるマークです。日本のエコマークは、製造、使用、廃棄等による環境への負荷が相対的に少ない商品や、それ自体で環境保全効果を持つ商品が対象とされています。

## NLP

Night Landing Practiceの略で、航空機の夜間着陸訓練です。

## エネルギーの使用の合理化に関する法律

一般に「省エネ法」とも呼ばれ、燃料資源の有効利用を目的とし、燃料、熱、電気を対象として、それらを使用する工場等、輸送、建築物及び機械器具等において、省エネルギーを義務づけた法律です。

## Lden(エルデン)

騒音の程度をエネルギー積分によって評価する指標の一つで、我が国では、航空機騒音の評価指標として用いられています。時間帯補正等価騒音レベルともいい、夕方や夜間の騒音に重み付けしたものとなっています。

## オープンスペース

河川や緑地・都市公園など、一般の人々の出入りが自由な解放された空間です。

## オゾン層

オゾン濃度が比較的高い成層圏のことで、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護する働きがあります。



### 温室効果ガス

地球の温度は、太陽の日射により流入するエネルギーと、暖められた地表面が赤外線として宇宙へ放射するエネルギーのバランスによって定まりますが、温室効果ガスは、赤外線を宇宙に逃がさず、地表の温度を上昇させます。人間活動による大気中濃度の増加が問題視されている温室効果ガスとしては、二酸化炭素のほか、メタンや一酸化二窒素、HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）、PFCs（パーフルオロカーボン類）、SF<sub>6</sub>（六ふっ化硫黄）、NF<sub>3</sub>（三ふっ化窒素）があげられます。

## か

### カーシェアリング

予め登録した会員だけが利用できる自動車を貸し出しするシステムで、主に、短時間の利用を目的としています。また、車を財産として所有するのではなく経費としてとらえることによって、公共交通手段等とのコスト比較意識が働き、過剰な自動車の利用を抑制する働きがあるといわれます。

### 街区公園

主に街区内に居住している人が利用することを目的として設置されるもっとも身近な都市公園です。

### 拡大生産者責任制度

生産者が、製品の生産・使用・廃棄・リサイクルまで責任を負うという考え方（EPR: Extended Producer Responsibility）に基

づき、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担する制度です。

### 合併処理浄化槽

し尿浄化槽の一種で、し尿とその他の生活排水を一緒に処理する浄化槽です。単独処理浄化槽では、し尿だけしか処理できません。

### 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県が、工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための処置その他環境保全上の支障を防止するために、必要な事項を定めた条例です。

### 環境基準

健康の保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準で、取組みを進める上での行政上の目標として政府により定められるものです。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について、環境上の条件（大気中の汚染物質の濃度など）として定められています。

### 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（環境教育推進法）を継承する法律で、「環境教育等促進法」とも呼ばれます。生命を尊ぶことや循環型社会の形成などを基本理念とし、協働による環境保全の取組みの推進などについて規定しています。

### 環境定期（券）制度

地球温暖化の防止や大気汚染の改善を図るため、マイカーの

代わりにバスなどの公共交通機関を利用すると、運賃の割引等の特典を受けられる制度です。

### かんきょうノート

本市独自の取組みで、チェック項目にしたがって、環境を大切にしているいくつかの行動を2週間にわたり実践、記録するものです。それにより、二酸化炭素の削減量と、家計の節約効果を数値として確認することができます。

### 環境負荷（環境への負荷）

「大和市環境を守り育てる基本条例」では、「人の活動により環境に加えられる原因であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義しています。人間活動の結果としてもたらされ、直接に、あるいは集積・蓄積して、様々な環境悪化を引き起こす、排出物質や自然の改変などのことです。

### 環境保全型農業

化学肥料や農薬の使用量を減らし、できる限り環境への負荷を低減するよう配慮した農業・農法のことです。たい肥を使った有機農業等が一般的に普及しています。

### 環境マネジメントシステム

企業など組織の活動の環境面を管理するためのシステムで、そのための方針や体制、手順を定めた文書類などから構成されます。

### 環境リスク

人間活動による環境への負荷が、環境中の経路を通じ、人の健康への被害や生態系の破壊などの悪影響を及ぼすおそれのことです。不確実な環境問題に対して、「悪影響が起こりうる不確かさの程度」と「起こった場合の影響の大きさの程度」の両面から、科学的知見に基づいた評価を行うことで、被害等を未然に防止しようとする考え方の基礎となるものです。

### 基幹公園

市民の日常生活に密着し、計画的に配置される基本的な公園です。比較的小規模で住区を基本にした公園(街区公園など)から、都市の全体像を形成するようなスケールの大きな公園まであります。

### 気候変動枠組条約

地球温暖化を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。1994(平成6)年3月に発効され、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。なお、気候変動は、地球温暖化とほぼ同じ意味で用いられることが多く、国連気候変動枠組条約では、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生じるもの」と定義されています。

### 協働

市民、事業者、市といった、立場や時には利害関係の異なる主体が、環境問題などの課題に対し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、共通の認

識を持って、相互に協力・連携していくことです。

### 共同輸配送

複数の事業者が共同で輸送、または配送を行うことをいい、これにより、輸送効率が高まり、車両数や走行量の削減につながります。

### クリーンキャンペーン

「ごみが捨てられにくい、きれいなまち並み」を維持するために、市民、事業者等の協力を得て、年間を通して本市が推進する地域美化活動です。

### グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

### 経営耕(作)地

農林業を営む事業者が耕作している農地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)のことで、自ら所有して耕作している自作地と、他から借りて耕作している借入耕地があります。

### 景観形成方針

本市の景観の望ましい姿を示し、建築物の建築等、工作物の建設等及びその他景観形成に関わる行為において配慮すべき事項を定めたものです。本市の景観形成方針には、全市共通のものに加えて、商業地、複合市街地、住宅地、田園・緑地といった土地利用の特性に応じたものがあります。

### 下水汚泥

下水処理の過程で発生する汚泥のことで、微生物による下水の処理中に発生する余剰汚泥(微生物やその死骸、付着物など)のほか、沈殿などにより、流入した下水から、最初に取り除いたごみや固形物質なども含まれます。下水処理場の浄化処理は、下水に含まれる有機物質を、微生物の呼吸により空気中に二酸化炭素として放出させるほかは、下水汚泥へ固形分として移すことによって行われます。

### 結節点

交通結節点ともいい、人や物の輸送において、複数の交通手段が接続する場所です。

### 現状趨勢ケース

本計画では、温室効果ガス排出量の将来推計において、地球温暖化防止に向けた新たな追加対策を講じない場合のことです。

### 原単位

1世帯あたりの電力使用量、製造品出荷額あたりの温室効果ガス排出量など、世帯での消費や、工場等での生産に必要なエネルギー量のことであり、エネルギーに関する効率を表す指標です。

### 建築協定

良好な環境のまちづくりを促進するために、住民の発意で締結するもので、区市町村が条例で定める区域内における建築物を対象として、建築基準法に基づき、敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備などに関する基準を定めるものです。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物のエネルギー消費量が著しく増加していることを背景に定められた法律で、住宅以外の一定規模以上の建築物に対して、エネルギー消費性能基準への適合を義務づけています。

コージェネレーション

石油や都市ガスなどのエネルギー源から、熱と電気など複数のエネルギーを併せて発生させるシステムです。廃熱も利用できることから、エネルギーを有効に利用できます。

光化学オキシダント

自動車や工場などが排出した炭化水素や窒素酸化物などの大気汚染物質に、太陽の紫外線が反応(光化学反応)して生成されるオゾン、アルデヒド等のことです。目のチカチカや喉の痛み、植物への被害などの影響をもたらします。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが、大気中に霧状に滞留したものです。

交通政策基本法

国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識の下に、「豊かな国民生活の実現」、「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」、「大規模災害への対応」など、政府が推進する交通に関する施策についての基本理念を定めた法律です。

C O P

1992年の地球サミット(国連環境開発会議)で採択された国連気候変動枠組条約の締約国が、

温室効果ガス排出量の削減方策等を協議するために、毎年開催される国際会議のことで、条約に関する最高決定機関に位置づけられています。

コミュニティバス

公共交通機関が運行していない地域や、運行していても利用が不便な地域の解消を図るため、市町村等が自ら運営または事業者に委託して運行するバスです。

コンポスト

生ごみや落ち葉、あるいは脱水した下水汚泥とわらやもみがらなどを、空気を通しながら発酵させて作られる堆肥で、有機肥料や土壌の改良などの用途に使えます。

## さ

サーマルリサイクル

資源のリサイクル方法の一つです。廃棄物を素材や部品など物として再生させるのではなく、燃焼させることにより、熱や電力として物質の持つエネルギーを回収するものです。

再生可能エネルギー

地中から取り出される石油や石炭などの化石燃料は、量に限りがあり使った分だけ減っていきます。これに対し、太陽光・太陽熱、風力、水力、地熱、波力、潮力などの自然エネルギーは、半永久的に利用できます。また、植物や動物の排泄物等を発酵させて取り出すバイオマスも循環的に利用できます。これらを総称し、再生可能エネルギー

ーといいます。

3 R

「ごみを出さない」(リデュース:Reduce)、「一度使って不要になった製品等を再び使う」(リユース:Reuse)、「ごみを資源として再生利用する」(リサイクル:Recycle)という廃棄物処理や再生利用の優先順位のことを、それぞれの頭文字をとって

「3 R」と呼んでいます。

酸性雨

二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)や窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象のことで、生態系への悪影響や建造物・文化財などへの被害を与えることが問題となっています。

次世代自動車

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少なく(または全く排出しない)、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車です。

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などが該当します。

持続可能な開発目標(SDGs)

「Sustainable Development Goals:SDGs」とも呼ばれ、2015年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた行動計画を示す17の目標と169のターゲットのことで、

### 自転車活用推進法

自転車が二酸化炭素等を発生せず、災害時においては機動的であることや、自動車依存の低減による健康増進・交通混雑の緩和等の経済的・社会的効果を持つことなどを踏まえ、自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的とした法律です。

### 市民緑地制度

都市内の民有地の緑を確保し、市民に公園機能の提供を行うことを目的に設けるものです。この制度では、地方公共団体等が樹林地等の所有者と契約し、施設を整備・管理して、住民に公開します。この場合、土地所有者には一定の優遇措置が与えられます。

### 循環型社会

資源を循環的に利用することによって、天然資源の消費を抑え、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

### 使用済小型家電

これまで不燃ごみとして廃棄されていた小型家電製品のうち、携帯電話、デジタルカメラなどのように、金・銀・白金などの貴金属や有用金属を含むものです。「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)に基づいて、回収された後に再資源化が図られています。

### 親水性護岸

河川や海辺などの水による浸食から岸を守る機能を持ち、人々が水に親しみ楽しめるように配慮した土木構造物で、緩傾斜型、階段型、捨石型などのタイプがあります。

### 水質汚濁防止法

工場・事業場等の排水や地下浸透の規制とともに、生活排水対策の推進などによって、公共用水域及び地下水の水質悪化を防止することを目的とした水質汚濁対策の基本となる法律です。

### 清掃の日

大和市クリーンキャンペーンの一環で、自治会連絡協議会との共催により、年一回、市民参加の下で、市内の一斉清掃を行う日です。

### 生物多様性

生物の豊かさを表す言葉で、遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの3つの段階の多様性があります。

### 生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008(平成20)年に国が定めた法律です。

### セットバック

建築物の位置をそろえ良好な空間を創出するなどの目的で、壁面などの工作物を一定の位置まで後退して設けることです。

### ZEB・ZEH

Net Zero Energy Buildingの略で、断熱や採光性などを工夫してエネルギー消費量を減らす一方で、太陽光発電等でエネルギーをつくり、見かけ上のエネルギー使用量をゼロにしたビルのことです。

また、同様の考え方を一般住

宅に当てはめたものをZEH(Net Zero Energy House)と呼んでいます。

### 全窒素濃度

河川水・地下水・湧水中に溶け込んだ窒素化合物は、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、溶存性窒素、懸濁性有機性窒素といった様々な形で存在しています。これらを合計した量を全窒素量と呼び、全窒素濃度はその水中の濃度のことです。

### 全リン濃度

窒素と同様に、水中のリン化合物も、有機化合物または無機化合物など様々な形で存在しており、それらを合計した量を全リン量と呼び、全リン濃度はその水中の濃度のことです。

### 創エネルギー

省エネルギーに対する表現で、再生可能エネルギーなどエネルギーを創ることです。

### 騒音規制法

工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めた騒音対策の基本となる法律です。

た

## ダイオキシン類

炭素と塩素を含む有機化学物質の一種で、合わせて210種類からなる化学物質群の総称です。ある範囲の条件下での燃焼や化学物質の製造過程などから不純物として発生します。動物実験により、強い急性毒性を持つことが明らかになっているほか、人に対する発がん性や奇形を発生させる可能性(催奇形性)が疑われています。毒性が種類によって異なるため、量を表わす際には、最も毒性の強い種類に換算した「TEQ」という単位が用いられます。

## 大気汚染防止法

工場・事業場から排出されるばい煙や、自動車排出ガスを規制し、国民の健康を保護することなどを目的とした大気汚染対策の基本となる法律です。

## 多自然川づくり

河川等の土木工事において、自然環境の保全・復元を目指した整備手法のことです。

## 単独処理浄化槽

し尿浄化槽の一種で、し尿とその他の生活排水を一緒に処理する合併処理浄化槽に対して、し尿だけしか処理できない浄化槽のことです。

## 地球温暖化対策計画

温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づいて国が策定する計画であり、国連に提出した約束草案に掲げる中期目標達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし

ています。長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけた地球温暖化に関する総合計画です。

## 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項において位置づけられた地方自治体が策定する計画で、国の計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的な施策を示す計画です。

## 地区計画

地区レベルで、その特性にふさわしい良好な市街地の整備を図ろうとするもので、その居住者の利用する道路、公園、広場といった施設の配置や規模、建築物の形態、用途、敷地等に関する事項を総合的な計画として、市町村が地区住民の意向を反映しながら策定する都市計画です。

## 窒素酸化物

NO(一酸化窒素)とNO<sub>2</sub>(二酸化窒素)等の総称であり、これらをあわせた表現であるNO<sub>x</sub>(ノックス)とも略称されます。大気汚染物質の一つで、呼吸器系に対する有害性があり、また、酸性雨や光化学オキシダントなどの大気汚染の原因ともなります。自動車や工場・事業場の排出ガスが発生源で、燃料中の窒素分のほか、空気中の窒素が、燃焼により酸素と結びついて発生します。

## 低周波音

周波数が、100Hz以下の低い音をいい、船やバス、トラックなどのエンジン音などに多く含まれています。低周波音によって

不快感や圧迫感などの人への影響や、窓や戸の揺れ、がたつきなどで、建具への影響がでる場合があります。

## 低炭素化

経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減することです。

## 適応

気候変動の影響によって、深刻化する局地的な豪雨や洪水、渇水・土砂災害、熱中症や感染症による健康被害等に対し、防災対策や予防的措置をとることで、リスクの最小化を図ることです。

## dB(デシベル)

騒音や振動の強さなどを示す尺度として用いられ、環境基準や各種の規制値もデシベル表示で定められています。デシベルが用いられる理由の一つとして、人体の外界の刺激に対する感じ方(小さな刺激なら少しの違いにも敏感ですが、刺激が大きくなると多少変化しても気づきにくいこと)が、デシベル表示と相性がよいことがあげられます。

## 透水性舗装

雨水がしみこみやすいように、すきまの多い混合物を用いて道路を舗装することです。雨水の流出抑制とともに、街路樹の保護育成、水ハネがなくなるなど歩行性の向上、地下水へのかん養などの効果、また、路面の隙間が音を吸収することで、自動車騒音の低減にも効果がみられます。

### 特定外来生物

本来、その地域に生育・生息していない生き物(例:オオクチバス、ブルーギルなど)のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「外来生物法」という。)に基づき指定された生物種のことです。外来生物の侵入により本来の生態系が壊され、元々その地域に生育・生息する生き物が、絶滅などの危機にさらされています。

### 特定建設作業

建設工事の作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業で、法律により内容が定められています。事前の届出が必要で、敷地境界での騒音や振動の基準値、作業日時が規制されています。

### 特定フロン

特にオゾン層を破壊する力の強い5種類のフロンのことです。モントリオール議定書により、日本などの先進国では製造を全廃しましたが、既に製品中に使用されている場合があります。

### 都市公園

都市公園法による、地方公共団体等が設置する公園や緑地などです。

な

### 生ごみ処理容器

家庭から出る生ごみなどを減容したり、たい肥化したりして処理する容器のことです。

### 二酸化硫黄

硫黄酸化物の一種の大気汚染物質で、呼吸器系に対する有害性があり、また、酸性雨の原因ともなります。化石燃料中の硫黄分が、燃焼により酸素と結びついて発生します。

### 二酸化炭素

現在の地球の大気中におよそ0.037%存在し、地表の温度を上昇させる温室効果を持つガスの一つです。日本での主な発生源には化石燃料の燃焼のほか、セメントの製造や廃棄物の焼却があります。無色無臭で、炭酸ガスとも呼ばれます。

### 二酸化窒素

→窒素酸化物

は

### ばい煙

大気汚染防止法に基づく規制の対象となる硫黄酸化物、ばいじん及び窒素酸化物などの有害物質です。

### 排水性舗装

アスファルト表面に細かいすきまを設けて路面に溜まった水を排水する構造により、水はねや水しぶきを緩和し安全対策効果を高めた舗装です。タイヤと路面の摩擦音を吸収するなど、騒音低減効果もあります。

### 破砕残さ

現在、大和市環境管理センターでは、搬入されてきた不燃ごみ・粗大ごみを、埋立や輸送などの後処理を容易にするために、

中間処理の一過程として、破砕しています。破砕された廃棄物を、破砕残さといいます。

### バリアフリー

障がいのないという意味で、加齢に伴う身体機能の低下や、身体障害の有無などにかかわらず、誰もが障がいを感ぜない施設づくり、都市づくりをバリアフリーと呼んでいます。障がい者は、本来その人自身が障がいを持っているのではなく、施設や都市のあり方により、障がいを受けてしまっているという考え方にに基づきます。

### パリ協定

温室効果ガス削減の国際的枠組みとして、2015年12月フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された協定のことです。21世紀後半には、温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組みを推進すること、各国が2018年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5年ごとに進捗を点検することなどが主な内容で、2016年11月4日に発効しました。

### P R T R

「環境汚染物質排出・移動登録」の英語の頭文字をとった略称で、環境汚染の恐れのある化学物質がどのような発生源からどの程度環境中に排出されているか、また、廃棄物になっているのかというデータをまとめたものです。

**BOD (生物化学的酸素要求量)**

水中の有機物を微生物が一定時間内に分解する際に消費される酸素の量です。BODが大きいほど、浄化に多くの酸素が必要で、それだけ水中に有機物があることになり、河川などの水の汚れを表わす代表的な指標となっています。

**ヒートアイランド (現象)**

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートやアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱などにより温度が上がってしまう現象です。

**ppm**

濃度を表す単位で、100万分の1を1ppmといいます。例えば1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>、もしくは1kgの水に1mgの物質が含まれる場合が1ppmです。

**ビオトープ**

ドイツ語での「生命」と「場所」とを合成した言葉が普及したもので、野生の動植物や微生物が生きている空間です。有機的にネットワークすることにより、生物の移動に貢献し地域生態系全体の質の向上に寄与します。野生生物が生息可能な環境状況を積極的に復元・創造していくという意味あいでも用いられます。

**光害 (ひかりがい)**

道路灯や防犯灯などの照明光が明るくて眠れない、道路灯などの街灯によって農作物が生育不良を起こす、ゴルフ場などの屋外施設の照明による周辺への悪影響など、良好な照明環境の形成が、漏れ光によって障害さ

れることです。

**微小粒子状物質 (PM2.5)**

大気中に浮遊している2.5μm (1μmは1ミリの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM:10μm以下の粒子)よりも小さいものを指します。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系・循環器系への影響が心配されています。

**FIT法**

再生可能エネルギーの導入促進のため、電力会社による再生可能エネルギーの固定価格買取制度などを定めた法律です。固定価格買取制度は、コストの高い再生可能エネルギーの導入促進を図るため、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間買い取ることを国が約束する制度のことで、買い取り費用の一部は、電気を使用する消費者が賦課金という形で負担しています。

**ふるさと軸**

本市の東西を流れる境川、引地川と緑地で構成された2本の軸 (幅広のゾーン) をいい、貴重な自然資源であると同時に郷土景観を形作っています。一方、小田急線を中心とした軸をやまと軸としています。

**粉じん**

物の破砕・選別などの機械的処理や堆積に伴って発生し、大気中に飛散する物質です。

**HEMS**

Home Energy Management Systemの略で、家庭における省

エネルギーを目的として、人に代わってエアコンや冷蔵庫などの家電機器の最適運転を行ったり、エネルギー使用状況をリアルタイムで表示したりして、住宅等で消費するエネルギー需要を管理するシステムです。

**BEMS**

Building Energy Management Systemの略で、事務所ビルなどにおける省エネルギーを目的として、情報技術を活用してエネルギーの使用状況をリアルタイムに表示したり、室内の明るさや温度・湿度などをセンサーで把握したりして、照明の自動調節や空調の最適な運転を行い、建物のエネルギー需要を管理するシステムです。

**保水性舗装**

雨水を保水性舗装材に吸収・蒸散させ、舗装面の温度を抑えることにより、ヒートアイランド現象を抑制する舗装のことです。吸収能力以上の余分な雨水は地中に浸透されるため、豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止や、植生・地中生態の改善、地下水の涵養などの効果があります。

**保全緑地**

一般的に地域の自然を保全するために残すべき緑地の総称で、「大和市緑の基本計画」や本計画では、久田緑地などの大規模緑地を指しています。

**保存生垣**

「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例」に基づき、保存の対象として指定されている生垣です。

### 保存樹林

「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例」に基づき、保存の対象として指定されている樹林地です。主に市街化区域内に残存する小規模な樹林地を念頭にしています。

## ま

### 街づくり協定

地域の住民同士が話し合い、合意をして自ら締結する街づくりのルールであり、「大和市みんなのまちづくり条例」に基づき、市が認定します。また、建築物の色彩、高さ、用途に加えて、壁面の後退距離、塀の種類なども定めることができ、運営は、その地域の住民などが組織するまちづくり委員会が中心に行います。

### 水循環基本法

水が人類共通の財産であることを踏まえ、健全な水循環の維持・回復に向けた施策を包括的に推進していくため、国が2014(平成26)年に定めた法律で、国による水循環基本計画の策定などを規定しています。

### みどりの愛護会

花や緑で大和市を美しくしている緑に関する活動団体や、地域の公園などを美しくしている公園の維持管理団体で、本市に登録したものです。登録することにより、本市から情報提供や支援を受けることができます。

### 緑のカーテン

アサガオ、ヘチマ、ゴーヤなどのつる性の植物でつくる自然の

カーテンです。ベランダや軒下に生育させて、真夏の強い日差しを避けることで、過度な冷房を控え、温室効果ガスの削減に寄与することが期待されています。

### 緑のネットワーク

河川などの自然の緑や、公園・緑地等の点在する緑の間にある道路・水路等を緑化することによって、昆虫や小動物が行き来できる緑の連続性が確保されている空間です。

### 6つの森

市の緑の拠点となる6つの緑地のことで、具体的には、泉の森(泉の森+ふれあいの森)、歴史の森(深見歴史の森)、野鳥の森(上和田野鳥の森+谷戸頭・谷戸緑地)、つるまの森(つるま自然の森)、久田の森(久田緑地)、中央の森です。

### メッシュ調査

ある調査において、対象地域を一定間隔で正方形の網目状(メッシュ)に区切り、それぞれのメッシュでデータ等を収集する調査手法です。

## や

### 大和市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第3条第2項の規定に基づき策定されるもので、本市の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となる計画です。

### 大和市環境配慮指針

大和市環境基本計画に基づいて、環境に配慮した具体的な実践行動を示したものです。暮らしやすく魅力あふれる本市の環境づくりに向け、一人ひとりが環境配慮型のライフスタイルやビジネススタイルを見つけ、切り替えていくための「きっかけ」を整理した内容となっています。

### 大和市総合計画

本市がその事務を処理するにあたって、総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定されるものです。計画は、将来に向けての基本的な方向を示す基本構想などから構成されています。

### 大和市総合交通施策

『もっと移動が楽しくなる「やまと」を目指して』を基本方針として、2013(平成25)年3月に本市が策定したものです。「大和市地球温暖化対策実行計画」などの関連計画と連携し、公共交通サービスの充実や自転車利用の促進を図ることとしています。

### 大和市都市計画マスタープラン

まちづくりの主体である市民、企業、行政がコンセプトを共有し、どのような方向でまちづくりに取り組むかを示すことを目的とした計画です。また、都市計画法第18条の2に位置づけられた都市計画制度としてのマスタープランであり、「市の都市計画に関する基本的な方針」の性格を有するものです。



#### 大和市ポイ捨て等禁止条例

ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進するために、本市が独自に定めた条例で、公共の場所等で、ごみ箱など決められた回収容器以外の場所に物を捨てることと、犬の飼い主が犬のふんを放置することを禁止しています。

#### 大和市緑の基本計画

都市緑地法に基づいて、本市が緑地の適正な保全・整備や緑地の推進等について、様々な取り組みを計画的に進めていくために定めた計画です。

#### やまと自転車憲章

手軽に乗れ、環境に優しく、健康的で身近な交通手段である自転車を有効に活用し、一人ひとりが健(すこ)やかで康(やす)らかな生活を送ることができるまちを目指して定めたものです。

#### やまと みどりの学校プログラム

市内の小中学校における環境教育を推進し、環境保全に関する自発的な実践活動が行われるようその活動を支援する仕組みとして、本市が独自に平成16年度から設けたプログラムです。

#### 有害化学物質

環境を経由して、人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の総称です。

#### 有収水量

水道の給水量のうち、料金収入を伴った水量をいいます。浄水場より供給される水のうち、漏水などにより有効に利用されず失われた分が除かれます。

#### 誘導用床材

視覚障がい者などを安全に誘導するため、建物等の床に敷設するブロックです。

#### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に拘らず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方にたってデザインすることをさし、その対象は、ハード(都市施設や製品など)からソフト(教育や文化、サービスなど)に至るまで多岐にわたります。

ら

#### ライフサイクル

製品等に関して、資源の調達・製造・流通・使用・リサイクル・廃棄といった一連の工程等のことです。

#### ライフサイクルアセスメント

製品などがもたらす環境への潜在的な悪影響を、資源の調達・製造・流通・使用・リサイクル・廃棄といった、そのライフサイクルを通じ、関連する過程を含めて、総合的に推定・評価しようとする手法です。

#### ラダーパターン

はしごの形状のことで、本計画では、都市間交通を担うラダーパターンの幹線道路を指しています。

#### リターナブル容器

中身を生産販売するボトル等において再充電される容器です。ビールビンをはじめ、洗浄

と再使用の容易なビン容器で採用されていることが多く、生きビンと呼ばれます。ビールビンなどでは、生産者が容器を資産として管理し、商品の価格に容器代を含めて設定して、回収システムを構築しています。